

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

令和8年3月

総務課介護保険指導室

目 次

【総務課介護保険指導室】

1. 指導監督業務の適切な実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 介護サービス事業者の業務管理体制に関する監督について・・・・・・・・ 12
3. 国と自治体との情報共有及び指導監督体制の整備等について・・・・・・・・ 16

(参考資料)

- 介護サービス事業所等に対する指導・監査結果の状況及び介護サービス事業者の業務管理体制
の整備に関する届出・確認検査の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

1 指導監督業務の適切な実施について

指定（許可）介護サービス事業所又は施設（以下「介護保険施設等」という。）に対する指導監督業務については、高齢者の尊厳を保持し良質なケアが提供される体制を継続させること及び高齢者への虐待を防止することにより、介護保険制度への信頼性を維持し、制度の持続可能性を高めるための重要な役割の一翼を担っています。

介護保険制度の創設以来、制度改正に伴う介護サービスの種類や各種加算等の充実が図られてきたこと、また、介護保険施設等や高齢者向け集合住宅に居宅サービス事業所が併設された事業形態の増加、加えて高齢者虐待事案の増加も認められる等、指導監督業務に関わる環境は変化しており、新たな課題に対して適切に対応していく必要があります。

このような状況の中、介護保険法の目的である利用者の自立支援及び尊厳の保持を図るためには、指導監督業務における集団指導や運営指導のより効果的かつ効率的な実施はもとより、人員や運営等に関する基準（以下「指定基準」という。）違反や介護報酬の不正請求、高齢者虐待が疑われる場合等に行う監査の適時適切な実施が求められます。

各自治体においては、指導監督業務の目的を踏まえ、以下の事項に留意のうえ、業務にあたっていただくようお願いします。

（1）集団指導・運営指導の適切な実施について

介護保険施設等に対する指導については、「介護保険施設等の指導監督について」（令和4年3月31日老発0331第6号老健局長通知）別添1で示す介護保険施設等指導指針（以下「指導指針」という。）及び「介護保険施設等運営指導マニュアルについて」（令和4年3月31日老発0331第7号老健局長通知）別添の介護保険施設等運営指導マニュアル（以下「運営指導マニュアル」という。）を発出し、標準化・効率化を踏まえた集団指導や運営指導の適切かつ確実な実施についてお願いしているところです。

① 集団指導の実施

集団指導は、介護保険施設等における介護保険制度の理解やサービスの質の向上を図り、かつ、適正なサービス提供を行うために遵守すべき制度内容の周知徹底等を図るものであり、適切な運営指導を行うための前提となるため、自治体が主体となり、指定（許可）権限のある全ての介護保険施設等を対象に年1回以上実施してください。

集団指導においては、

- ・運営指導や監査における指摘事項
- ・行政処分を行った介護保険施設等がある場合には、処分の原因となった不正の概要やその要因
- ・身体的拘束の廃止や高齢者虐待の防止
- ・介護報酬の基準、各種加算等の内容

等、介護保険施設等が適正な事業運営を行うために必要な情報を確実に伝達するようお願いいたします。また、実施方法については、集合方式の他、説明資料の自治体ホームページへの掲載や動画による説明、オンライン会議システム等を活用する等、介護保険施設等が参加しやすい実施方法について工夫願います。

なお、いずれの実施方法であっても、参加状況や資料の閲覧状況等を確実に把握するとともに、アンケート等による指導後における効果測定や、質疑応答の機会を設ける等、行政機関側からの一方的な説明のみに終始しないよう効果的な方法を工夫願います。

さらに、労働関係法令違反が介護保険施設等の指定（許可）拒否や取消等の事由となる場合もあること等から、集団指導の実施に当たり、都道府県労働局に情報提供のうえ、当該都道府県労働局の職員から労働関係法令について周知する時間を設ける等の対応をお願いいたします。

また、通常のコレクション指導の他、指定時における制度等の説明会の開催や、新規指定（許可）後の介護保険施設等を対象にした指導も検討願います。

令和6年度における自治体の集団指導の実施状況を見てみると、一般市町村の半数程度が未実施となっており、その理由として、マンパワーや知識・ノウハウ不足を挙げる自治体が多い状況です。

小規模な自治体等、単独の自治体のみで集団指導を行うことが困難な場合や非効率な場合は、複数自治体の合同による集団指導の実施や、都道府県が都道府県内で共通の資料（地域密着型サービス、居宅介護支援事業関係の内容を含む）を作成し支援する等、地域の実情に応じ効果的かつ効率的な対応を検討願います。

② 運営指導の実施

令和6年度における自治体の所管事業所数に対する運営指導の実施率は、全国平均で16.2%となっています。運営指導は、集団指導の実施を前提として、介護保険施設等が適正な事業運営ができるよう個別に支援することを基本としており、原則として、指定（許可）の有効期間内に1回以上実施するようお願いします。なお、居宅サービスのうち居住系サービス、地域密着型サービスのうち居住系サービス又は施設系サービス、施設サービスについては3年に1回以上の頻度で行うことが望ましいと考えています。

運営指導が適切に行われない場合、不正や事務誤り等の発見の遅れが生じる恐れがあります。また、このような問題が長く発見されない場合は、より一層問題が深刻化し、表面化したときには既に社会的な影響が増大している可能性があります。

各自治体におかれては、指導指針及び運営指導マニュアル（「確認項目及び確認文書」を含む。）を参考とし、運営指導の標準化・効率化を進め、「確認項目及び確認文書」を活用した運営指導を実施してください。また、法令等への適合性の確保については、まずは介護保険施設等による自己点検を励行し、その上で、より一層積極的な運営指導の実施をお願いします。

特に指定（許可）の有効期間内に1回も運営指導を受けていない介護保険施設等に対しては、指定基準違反や介護報酬の不正請求、人格尊重義務違反等の未然防止を念頭に、サービスの質の確保及び利用者保護のため確実に実施願います。

なお、「確認項目及び確認文書」は、運営指導の標準化・効率化を図る観点から自治体が運営指導を実施する際に活用していただくものです。従って、介護保険施設等が行う自己点検において、その点検の対象は指定基準及び報酬基準に規定する全ての項目であり、「確認項目及び確認文書」に限定されるものではありませんのでこの点は留意願います。

また、指導指針に規定する運営指導の形態である「介護サービスの実施状況指導」については個別サービスの質に関する指導であることから実地により行うものとしていますが、「最低基準等運営体制指導」及び「報酬請求指導」については、介護保険施設等の事務負担増にならないよう十分配慮し、情報セキュリティの確保を前提として、オンライン会議システム等を活用する等により別途実施することも可能であるこ

とから状況に応じ検討をお願いします。

運営指導は、介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬の請求に関する周知の徹底を図ることにより、介護保険施設等自らが指定基準や介護報酬の基準を守り適正かつ質の高いサービスを提供することができるようにするため、介護保険法第 23 条又は第 24 条に基づく権限を行使した結果を基に行う行政指導であり、行政手続法第 32 条等にあるように、あくまで相手方の任意の協力の下に行われるもので、指導内容の強制はできないことに留意願います。

なお、行政手続法第 32 条第 2 項の規定のとおり、相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取り扱いをしてはならないとされていることにも留意してください。

③ 運営指導実施時の留意事項

指導指針においては、介護保険施設等に対する運営指導において準備する文書は、原則として、前年度から直近の実績に係るものとし、介護保険施設等に対して運営指導の事前又は当日に提出を求める資料及び書類の写等については 1 部とし、自治体が既に保有している文書（新規指定時、指定更新時及び変更時に提出されているもの等）については再提出を求めないこと、また、介護保険施設等において作成、保存が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、ディスプレイ上で内容を確認することとし、別途、印刷した書類等の準備や提出は求めないこととしているのでこれらの点について留意してください。

また、特に、指導監督担当者におかれては、指導の実施にあたり指導指針に掲げている次の点について留意してください。

- ・ 高圧的な言動は控えること
- ・ 改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等については、介護保険施設等との共通認識が得られるよう行うこと
- ・ 適正な事業運営等に関し効果的な取り組みを行っている介護保険施設等については積極的に評価する等、介護サービスの質の向上に向けた指導を行うこと
- ・ 運営指導は、指定基準等に基づき行い、担当職員の主観に基づく指導（担当者の一方的な考えに基づく指導、根拠のない指導等）や、前回の指導内容と根拠なく

大きく異なる指導は行わないこと

- ・運営指導における個々の指導にあたっては、具体的な状況や理由を聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行うこと
- ・運営指導における介護保険施設等の出席者は事前に通知した者に限定することなく、実情に詳しい従業者や法人の労務・会計等の担当者が同席することは差し支えないこと

なお、著しく指定基準に違反している場合や介護報酬の不正請求、高齢者虐待や不適切な介護等の状況が認められた場合やその疑いがある場合には、直ちに介護保険法第76条等に基づく立入検査（監査）に変更し、事実関係の確認を行ってください。

（2）不正事案及び高齢者虐待等における厳正な対応

指導が介護保険施設等に対する支援として行われる一方、監査については、不正等の疑いが発覚した際に、事実関係の的確な把握を行うことを基本としています。とりわけ監査においては、その結果によっては、介護保険法に基づく勧告（行政指導）や指定取消処分等（行政手続法に規定する不利益処分）を行うことが想定されるため、適正な手続による的確な事実関係の把握が求められます。

介護保険施設等に対する監査については、「介護保険施設等の指導監督について」（令和4年3月31日老発0331第6号老健局長通知）別添2で示す介護保険施設等監査指針（以下「監査指針」という。）及び「介護保険施設等に対する監査マニュアル」について」（令和6年4月5日老発0405第3号老健局長通知）（以下「監査マニュアル」という。）を発出し、指定基準違反や介護報酬の不正請求、人格尊重義務違反等が疑われる場合に、介護保険法第76条等に基づく立入検査等の権限を行使し、行政機関自らが挙証資料等をもとに事実関係を確認する行為である「監査」の方法等について示しています。

① 機動的な監査の実施

各自治体においては、通報や苦情、運営指導等により、不正等が疑われる事案を把握した場合には、監査を実施してください。この監査で当該介護保険施設等の指定基準違反が認められた場合で、今後の改善が見込まれる場合は、行政上の措置として介護保険法第76条の2等に基づく勧告を行い、介護保険施設等の運営の改善を図ることとなります。（当該条文に基づく勧告ができる事案は介護保険法上限定されている事に留意し

てください。)

一方、介護保険法第 77 条等に規定する行政処分の事由である介護報酬の不正請求や人格尊重義務違反、不正な手段による指定、指定基準違反のうち改善が困難である状況等が確認された場合には、指定取消や指定の効力停止等の行政上の措置を行うよう、厳正な対応をお願いします。

とりわけ高齢者虐待は、利用者の尊厳を踏みにじる極めて重大な行為であることから、監査指針においては、高齢者虐待を介護保険法に基づく人格尊重義務違反として位置づけ、そのような状況が認められるかその疑いがある場合については監査を行う契機として明記しています。

② 監査後の行政上の措置について

毎年度、指定基準違反や介護報酬の不正請求、利用者への虐待行為等により、指定取消等の行政処分が行われていますが、こうした事案は、利用者に著しい不利益が生じるのみならず、介護保険制度全体の信頼を損なわせるものであります。こうした事案には、前述の通り、監査で確認した事実に基づき、適時・適切に処分等の検討を行うようお願いいたします。

なお、行政手続法第 12 条に基づき、不利益処分を行う可能性のある自治体は、処分基準を作成するよう努める必要があります。監査マニュアルにおいて、「処分基準の考え方の例」をお示ししておりますが、この内容は、各自治体において処分基準を作成するに当たっての参考資料として活用いただくものであり、法的拘束力を有するものではないことに十分に留意してください。

また、最近の行政処分等に関する全国的な傾向については、資料を後掲しているので参考にしてください。

③ 監査の実施に伴う留意事項

介護報酬の不正請求が認められた場合は、行政上の措置（勧告を除く）の他、経済上の措置として介護保険法第 22 条第 3 項に基づき返還すべき金額を徴収金として確実に徴収するようお願いします。

なお、当該徴収金の時効は、起算日（事業所が介護報酬を受領した翌日）から 2 年を

経過すると消滅し、徴収できなくなることから、速やかな対応が求められるため、介護保険施設等の指定（許可）権限を持つ自治体において、監査の実施にあたって関係する保険者との情報共有や、合同での監査を行う等、連携・協力し、当該行政処分の処分日までに返還すべき金額を算定し、当該徴収金にかかる手続きを始めるようお願いします。

監査の結果に基づき指定取消等の行政処分を行った際には、利用者保護の観点から、引き続きサービスの継続的な利用が可能となるよう、必要に応じ関係自治体や居宅介護支援事業所等とも連携して、当該介護保険施設等に対して代替介護保険施設等の受け入れ先の確保を図るよう指導願います。

また、居宅サービス事業所等において不正があった場合、当該事業所の利用者の給付管理を行っていた居宅介護支援事業所による不正の幫助が確認され、指定取消等の行政処分が行われる事案も見受けられます。このため、各市町村においては、不正があった居宅サービス事業所等の指定権者との連携により、関係する居宅介護支援事業所において、給付管理上の問題やサービス提供に係るマネジメント上の問題がなかったか、運営指導や監査により確認いただくようお願いします。

(3) 指導監督の実施における留意点について

① 関係自治体等との連携

地域密着型サービスについては複数の市町村が指定している場合があるほか、居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移譲されて以降、サービス提供を行う介護サービス事業所と給付管理を行う居宅介護支援事業所の指定権者が異なる場合が出てくる等、複数の自治体が合同で運営指導や監査を行って不正事案等に対応することが、これまで以上に求められます。

また、高齢者虐待に関する対応については、高齢者虐待防止法の所管自治体と介護保険法に基づく監査（立入検査等）権限を持つ自治体が異なる場合や、両方の業務を所管する自治体内でもそれぞれ担当部署が異なる場合があります。

介護保険法においては、指定取消等の行政処分の事由に人格尊重義務違反が規定されていることから、高齢者虐待が認められる場合やその恐れがある場合には、いずれの体制であっても関係者間で連携・協働し、介護保険法に基づく監査（立入検査等）を行い高齢者虐待に関する事実関係を確認してください。

他方、介護保険施設等で不正等が判明した場合には、同一の介護サービス事業者が運営する他の介護保険施設等や介護サービス以外の保健福祉サービスにおいて不正等が疑われることもあります。

このため、必要に応じて関係自治体や医療、障害福祉、生活保護等の関係部局と運営指導や監査の実施結果等について情報共有を図る等、十分な連携を図っていただきますようお願いいたします。

② 都道府県の役割

都道府県は、介護保険法第 197 条第 3 項及び地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づき、市町村（指定都市及び中核市を除く。）が行う介護保険施設等に係る指定及び指導監督等の事務に関して、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる旨規定していることから、上記①における連携において都道府県は積極的にその役割を果たすことが期待されています。

については、「市町村における地域密着型サービス事業者等の指定及び指導監督等の事務にかかる指導監督について」（平成 27 年 3 月 10 日老発 0310 第 2 号老健局長通知）別添「市町村指導実施指針」により市町村に対する指導方法等をお示ししているので、これを参考とし、適宜、市町村に対する助言等をお願いいたします。

なお、令和 6 年度における本通知に基づく市町村に対する指導を実施した都道府県の数は、集団指導は 24、個別の市町村に対する事務指導は 18、介護保険施設等に対する合同指導は 10 となっており、元々当該年度に実施計画がなかったとするものを除いても、特段の取組を行っていない都道府県が 3 割を超えている状況です。

特に、自治体規模が小規模である等が要因となり、介護保険施設等に対する集団指導や運営指導を円滑に実施しにくい場合、もしくは自治体規模にかかわらずこれまで介護保険施設等に対する集団指導や運営指導を全く実施していないか、実施が低調である市町村に対しては、当該都道府県内の指導監督業務の平準化の観点から、適切に集団指導や事務指導、合同指導を行うよう積極的な関わりをお願いいたします。

なお、上記の観点から、地域密着型サービス事業所や居宅介護支援事業所に関する指導監督業務にかかる一般市町村からの照会や相談等については、まずは都道府県においてご対応いただき、不明な点がございましたら当該都道府県より当室へ照会いただ

きますようお願いいたします。

③ その他

ア 介護現場におけるハラスメント対策の周知について

令和7年6月に成立した改正労働施策総合推進法では、カスタマーハラスメントの防止のための雇用管理上必要な措置が、全ての事業主に義務付けられることとなり、令和7年12月に介護保険部会でとりまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」においても、「改正労働施策総合推進法の内容等を踏まえ、全ての介護事業者に対して、運営基準等に係る省令においても、現行のセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントへの対応に加え、カスタマーハラスメントへの対応についても義務付けを行うとともに、対応マニュアルの見直しや自治体への周知を徹底するなど、所要の措置を講ずることが適当である」とされたところです。今後、運営基準等に係る省令の改正など所要の措置が講じられる予定であることから、各都道府県におかれてはその動向に注視いただき、集団指導等を通じた周知等を検討いただくようお願いいたします。

イ 利用者の意思・人格を尊重したサービス提供について

介護保険法においては、介護サービス事業者は要介護者及び要支援者の人格を尊重しなければならないとされていることから、介護サービスを必要とする方が適切なサービスを確実に受けることができるよう、高齢者虐待はもとより、「LGBT」（※）といった性的指向・ジェンダーアイデンティティを持つ方に対しても配慮するよう、介護保険法及び指定基準等の規定を踏まえ、介護保険施設等において、利用者の意思・人格を尊重したサービス提供が行われるよう、運営指導等において指導の徹底をお願いします。

※LGBT…レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー

(4) 高齢者向け住まい等における適正なサービス提供について

サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等といった高齢者向け住まい（以下「高齢者向け住まい等」という。）は、高齢者の多様な住まいのニーズの受け皿と

して重要な役割を果たしている一方で、併設する介護サービス事業所の一部には過剰なサービスを提供する等様々な課題も指摘されています。

国においては、「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底について」（令和3年3月18日老指発0318第1号、老高発0318第1号、老認発0318第1号老健局総務課介護保険指導室長、高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長連名通知）を発出し、

- ① 高齢者向け住まい等における家賃等入居契約内容の確認やケアプランの点検・検証
- ② 区分支給限度基準額の利用割合が高い居宅介護支援事業所のケアプランの優先的な点検・検証

をお願いするとともに、高齢者向け住まい等に併設する介護サービス事業所に対する運営指導を併せて実施する場合には、指導体制整備を支援する「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業」が活用できる旨の周知を行っているところです。

これらの介護サービス事業所に対する重点的な指導が推進されるよう、「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業」を令和8年度予算(案)においても引き続き計上しているので、各自治体の指導監督体制の効果的な指導の観点からも、本事業の積極的な活用の検討をお願いします。

なお、限られた予算額を適切に執行するため、令和7年度においては所要額の査定を行った上で交付したところであり、令和8年度においても同様の観点で精査を行う事としておりますので、協議にあたっては、これまでの執行実績からみて所要額が過大となっていないか、本事業に適切な専門職等を雇用しているか等、精査いただくようお願いいたします。

〔事業概要〕

- ・ 高齢者向け集合住宅の入居者に介護サービスを提供している介護サービス事業所に対して重点的に実地での指導を行う場合に、介護支援専門員等の雇上経費及び旅費等に要する経費を補助
- ・ 事業の一部を指定都道府県事務受託法人（介護保険法第24条の3第1項第1号）又は指定市町村事務受託法人（同法第24条の2第1項第1号）へ委託可能
- ・ 補助基準額は、1自治体あたり次の表のとおり実地での指導を行う集合住宅関連事業所数ごとの上限とし、予算の範囲内で交付

1 集合住宅数	2 集合住宅関連事業所数	3 補助額上限
5 箇所以上	5 以上 19 事業所以下	2,500 千円
	20 以上 29 事業所以下	4,500 千円
	30 事業所以上	6,000 千円

(5) 指導監督等担当職員等研修の実施について

指導監督業務については、自治体間における指導内容の差異等が指摘されているほか、限られた人的資源の制約の中で効率的・効果的に実施していくことが求められているため、従来から自治体の指導監督業務に携わる担当職員の資質向上を図るための集合研修を開催しているところですが、令和8年度においても、これまで同様、Web上での動画配信により実施を継続することとします（実施時期は概ね今年度と同様とする予定）。

また、Web上での動画配信による実施以外に、他の自治体の職員との意見交換等を希望する意見を踏まえ、オンライン会議システムを活用した演習研修を引き続き実施する予定です。

厚生労働省としても、各自治体の指導監督担当者がどのような考えで指導監督を実践しているかを聞ける良い機会と考えておりますので、各自治体におかれても当該研修の意義を御理解のうえ、担当職員の研修受講が可能となるよう、業務の一環として必要な時間や環境（場所・機材等）の確保について、ご配慮願います。

（参考）令和7年度実績

- ・動画研修：令和7年10月1日～12月19日
- ・演習研修：令和8年1月21～23日、28～30日

2. 介護サービス事業者の業務管理体制に関する監督について

介護保険法においては、法令等遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案等の不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、業務管理体制の整備を介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に義務づけています。

事業者が、質の高いサービスを提供していくためには、とりわけ法人役員、法令遵守責任者及び各介護保険施設等の管理者が、自ら法令等遵守の重要性について認識を深め、率先して改善を図っていくことが重要です。

各自治体においては、業務管理体制の整備を義務づけた趣旨を改めて確認いただき、事業者に対する適切な助言等をお願いします。

(1) 業務管理体制に関する届出事務等の適正な実施について

業務管理体制の整備に関する届出は、介護保険事業に新たに参入したとき、届出事項に変更が生じたとき又は届出先の区分に変更が生じたときは、事業者が遅滞なく行うこととしています。

このため、業務管理体制の整備に関する届出先である自治体（以下「監督権者」という。）においては、介護保険施設等の指定権者である各自治体と連携し、新規指定申請時、指定更新時、集団指導、運営指導といった事業者と接する機会を捉えて、業務管理体制の整備に関する制度周知や未届けとなっている事業者への届出励行等、事業者からの届出に遺漏のないよう対応をお願いします。なお、業務管理体制の整備に関する届出が行われていないことは法令違反であることを認識のうえ、指導願います。

また、届出を受けた事業者数と業務管理体制データ管理システム（以下「管理システム」という。）での事業者数に相違がある自治体が見受けられることから、新規の事業参入時の登録及び変更事項については、その都度、遅滞なく入力を行い、相違が生じないように確認をお願いします。

介護保険施設等のデータについては、各都道府県で介護保険施設等のデータを管理している事業所台帳システムから介護保険事業者・介護支援専門員管理システム（以下「ケアマネシステム」という。）を通じて管理システムへ取り込みを行い、事業者の届出と介護保険施設等を関連付けることにより、適切な運用ができることとなっています。管

理システムへのデータ取り込みを当室において毎月行っているため、各都道府県におかれては、各自治体における介護保険施設等の指定の事務担当者との連携のうえ、毎月、ケアマネシステムへのデータ取り込みを行うための作業を適切に行っていただくようお願いいたします。

なお、事業者から監督権者への業務管理体制の整備に関する届出手続については、令和5年度から業務管理体制の整備に関する届出システム（以下「届出システム」という。）の運用を開始しています。このシステムは、事業者が業務管理体制の届出を電子申請で行い、自治体がシステム上で受付を行うことが可能となるものです。管理システムと届出システムは、システム自体異なりますのでご注意ください。

特に介護保険施設等の増減により届出先区分の変更があった場合、前所管である自治体が届出システムでの作業をしない限り、後所管の自治体が届出事務の作業ができなくなるといった弊害が生じ得ますので、システムの活用をお願いします。

あわせて、「業務管理体制の整備に関する届出システムの運用開始について（依頼）」（令和5年3月13日事務連絡）でお送りしているとおり、所管事業者への周知についても引き続き対応いただくようよろしくお願いいたします。

（2）業務管理体制に関する確認検査について

事業者に対する業務管理体制の整備に関する確認検査については、「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」（令和6年4月4日老発0404第3号老健局長通知）別添「介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針」（以下「検査指針」という。）を発出し、的確かつ効果的な検査の実施についてお願いしているところです。また、あわせて「介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領の送付について」（令和6年4月5日事務連絡）を発出し、具体的な確認検査の手順等についてお示ししております。

① 一般検査

一般検査は、事業者が整備した業務管理体制について、定期的にその運用実態の報告を求め、当該事業者の規模や組織形態等を勘案した上で有効に機能する仕組みとなっているか確認し、事業者の自主的な改善に向けて助言を行うものであり、検査指針では概ね6年に1回実施するよう定めています。

一般検査の実施方法については、事業者の業務管理体制の整備状況を検証し、問題点に対する事業者の認識を確認し、自主的な改善に向けて助言を行うためには、対面で行う検査（実地に限らず、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン会議システムの活用も可）が好ましいですが、検査指針では事業者の業務管理体制の整備・運用状況を適切に確認できる方法であれば、面談方式に限らず書面方式によることも差し支えなく、事業者が運営する介護保険施設等に対する運営指導に付加した一体的実施や社会福祉法人に対する指導監査と併せて行うことも可能としています。

なお、書面検査にあたっては、届出事項に関するチェック形式にとどまることなく、事業者自らがプロセス・チェックを行い、業務管理体制が円滑に機能しているか検証出来るような設問となるよう工夫してください。

各自治体においては、一般検査を実施した事業者に対して必要な改善を促すとともに、検査結果等を活用して集団指導等において業務管理体制の運用の参考となるような情報を提供する等の取組みを積極的に検討願います。

なお、一般検査を書面検査により行った結果、業務管理体制の整備状況に問題がある場合や、業務管理体制に変更があったにもかかわらず必要な届出を行っていない事業者に対しては、改めて実地による検査を行う等の対応を検討願います。

② 特別検査

介護保険施設等の指定等取消処分相当事案が発生した場合には、当該介護保険施設等を運営する事業者に対して特別検査を行うこととしています。実施にあたっては、指定等にかかる連座制の適用を判断するための役員等の不正行為への組織的関与の有無の確認にとどまらず、不正行為を未然防止できなかった業務管理体制上の問題点を確認し、当該問題点がいずれの要素の欠如又は徹底不十分に起因して発生したものであるかについて検証を行ってください。

また、特別検査の結果、役員等の組織的関与が認められた場合には、この連座制の適用によって、介護保険法に規定する同一サービス類型内の新規指定及び既存の他の介護保険施設等の指定更新が行われなため、連座制の適用を受けた介護保険施設等の利用者は別の事業者が運営する介護保険施設等に移らなければならないといった不利益が生じることとなります。こうした事案が生じないよう、様々な機会を通じて

法令等を遵守した適正な事業運営の指導を徹底されるようお願いいたします。

なお、特別検査の実施の契機は、指定等取消処分に至った事案に限らず、指定の効力停止処分の事案や利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼす事案等についても、事業者自らが業務管理体制の問題点を認識し、改善を図り、法令等の遵守に取り組み不正行為の再発防止に努めるよう意識付けることが重要であることから、積極的に検査を実施し、必要に応じて改善勧告等の行政指導について検討願います。

(3) 業務管理体制監督権者と指定権者の連携

広域的に事業展開する事業者の場合、介護保険施設等の指定権者と業務管理体制の監督権者が異なるため、事案に応じて厚生労働省、都道府県及び市町村が密接に連携を図る必要があることから、円滑に指導監督業務を実施できるよう、関係機関の情報共有について十分ご配慮願います。

また、指定等取消処分相当事案をはじめ、効力停止処分の事案や利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼす事案等、特別検査を行う必要性が生じた事案が発生した場合には、監督権者において、速やかに適切な権限行使を行うことが必要であることから、介護保険法第115条の33第3項及び「介護保険法第115条の33第3項に基づく厚生労働大臣に対する業務管理体制に係る権限行使の要請について（依頼）」（令和7年3月26日老指発0326第1号老健局総務課介護保険指導室長通知）に基づき、指定権者から監督権者に対して特別検査実施の要請及び情報提供を行い、要請を受けた監督権者は、特別検査の実施結果について要請元へ通知するようお願いいたします。

3. 国と自治体との情報共有及び指導監督体制の整備等について

(1) 介護保険施設等に対する処分を行う場合の情報提供等

介護保険施設等の指定取消等の処分を行う際には、「介護保険法第 197 条第 2 項に基づく介護保険施設等に対する介護保険法第 5 章の規定により行う行政処分に関する報告等について」（平成 28 年 3 月 30 日老指発 0330 第 1 号老健局総務課介護保険指導室長通知）に基づき、聴聞や弁明の機会の付与の手続を行う前の段階で当室へ必ず情報提供していただくよう引き続きお願いします。当該情報提供が、聴聞等の後に報告される事案も見受けられるので、報告時期には留意願います。また、行政処分が確定した後についても当室へ情報提供していただくようお願いします。

なお、一般市町村等が行う地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する「第 1 号事業」に限る。以下同じ。）を実施する介護サービス事業所に対する処分については、都道府県を經由し、当室へ情報提供していただくこととしているので、都道府県におかれては、その旨を管内市町村に周知していただくとともに、当室への情報提供に当たっては当該行政処分事案について内容の確認をお願いします。

さらに、地域密着型サービス事業所、介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所への監査においては、同一の事業所を複数の市町村が指定している場合があるので、相互に連携し同時に当該事業所に立入等を行う等、その対応に留意願います。

(2) 自治体における運営指導の実施体制の整備

運営指導を一度も実施したことがない一般市町村があることや自治体における運営指導の実施体制に比して所管する介護保険施設等の数が多い等のため、介護保険施設等に対する十分な指導が行われていないところも見受けられます。そのような場合、例えば管内において突発的に不正請求や人格尊重義務違反等の事案が発覚した場合は他の通常業務を中断して監査を行う等の対応が求められます。各自治体においては、サービスの質の確保・向上を図る観点はもとより、不正請求等の行為の未然防止の観点から、適切な運営指導が実施できるよう、必要な人員の配置、介護保険制度を熟知した担当者の配置を行うことや、都道府県や近隣自治体と共同しての指導や指定都道府県事務受託

法人（介護保険法第 24 条の 3 第 1 項第 1 号）又は指定市町村事務受託法人（同法第 24 条の 2 第 1 項第 1 号）を活用した指導の検討等、実施体制の整備について引き続き対応をお願いします。

なお、令和 6 年度の老人保健健康増進等事業において「事務受託法人を活用した運営指導の効率性の向上等に関する調査研究事業」を実施し、活用している自治体の事例集等を作成しているため、検討の参考としてください。

また、令和 7 年度の老人保健健康増進等事業においては、「介護保険施設等に対する指導の実施率向上に関する調査研究事業」を実施し、自治体の広域連携による指導の実施事例や都道府県による市町村支援事例等を探り上げており、報告書等が出された際には情報提供するので、ご活用ください。

<参考>「事務受託法人を活用した運営指導の効率性の向上等に関する調査研究事業」の報告書等は以下のホームページの「参考資料」に掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/index_00001.html

(3) その他

令和 8 年度においても、都道府県、指定都市、中核市のほか、一部の一般市町村に対する事務指導及び介護保険施設等に対する合同指導等を実施する予定としていますので、ご承知おき願います。

令和 7 年度における事務指導（指導監査事務、業務管理体制監督事務、都道府県による市町村指導事務等）結果では、

- ・ 指導監査要綱等の不備
- ・ 業務管理体制確認検査要綱の未策定、不備
- ・ 都道府県による市町村指導の未実施

等が多く見受けられたところです。要綱類の不備については最新の国の通知内容が反映されていないものであり、各自治体におかれては、本資料に記載のある国の通知の最新の内容を今一度確認いただくようお願いします。

なお、令和 7 年度の自治体における指導監督の実施状況及び返還金の状況については、別途報告を依頼することとしていますので、引き続きご協力願います。

(参考資料)

介護サービス事業所等に対する指導・監査結果の状況及び
介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出・
確認検査の状況

令和6年度における指導・監査及び指定取消処分等の状況

1 指導の状況

(1) 運営指導の状況【図1、(1)第1表】

実施事業所数は50,424で、自治体の所管事業所数に対する実施率は16.2%であり、前年度(16.1%)と比較してほぼ横ばいとなっている。

(2) 集団指導の状況【図2-1、2-2、(1)第2表】

実施自治体数は938で、全国の自治体数1,620に対する実施率は約57.9%となっている。前年度(54.8%)よりも、実施率は上昇したが、一般市区町村の半数程度が未実施となっている

2 監査及び指定取消等行政処分等の状況

(1) 監査の実施状況【図3、(1)第3表~第4表】

実施件数は1,190件で、前年度(1,120件)よりも増加した。監査後の対応結果をみると行政指導による改善報告を求めたケースが470件と最も多く、次いで改善勧告が205件となっている。

(2) 指定取消等行政処分等の状況

【図4-1、(1)第3表、(2)第1表、第2表】

指定取消等の行政処分は合計158件で、内訳は指定取消59件、指定の効力の一部停止86件、同全部停止13件となっている。

なお、直近5年間の指定取消・指定の効力の一部及び全部停止処分の件数については、令和元年度153件、令和2年度109件、令和3年度105件、令和4年度86件、令和5年度139件となっている。

(3) サービス種別ごとの状況【図4-2】

指定取消等の行政処分は、指定訪問介護事業所が30件と最も多く、ついで指定認知症対応型共同生活介護事業所13件、指定特定施設入居者生活介護事業所が12件等となっている。

*上記の件数には介護予防サービスがある場合にはそれを含む。

(4) 処分事由の状況【図5、図6、図7(1)第7表、第8表】

指定取消等の処分事由としては、多い順に、不正請求、法令違反、人格尊重義務違反、虚偽答弁となっている。

*1件の処分に対して複数の事由が該当する場合がある。

3 業務管理体制の整備に関する確認検査の状況【図8、(3)第1表～第3表】

業務管理体制の確認のための検査については、一般検査は9,748件、特別検査は27件実施している。前年度よりも特別検査の実施数は減少したが、一般検査の実施数は増加した。

一般検査の方法としては書面方式によるものが6,543(約67%)、面談方式によるものが3,081(約32%)となっている。

指定等取消処分相当事案が発覚した場合に実施する特別検査の結果をみると、行政指導に基づく改善報告を求めたケースが10件、改善勧告が6件となっている。

4 老人福祉法に係る指導監査の状況【図9、(4)第1表】

老人福祉法第18条に基づき、養護老人ホームに対して実施した指導監査数は、一般監査は263、特別監査は6、特別養護老人ホームに対して実施した指導監査数は、一般監査は3,108、特別監査は33となっている。

5 介護給付費の返還状況【(2)第3表】

返還額の状況について、指定取消等に伴い施設や事業所に対して令和6年度に返還を求めた額は約11億5千万円であった。

*返還額には、令和5年度以前に監査を実施し、令和6年度中に確定した金額が含まれている。

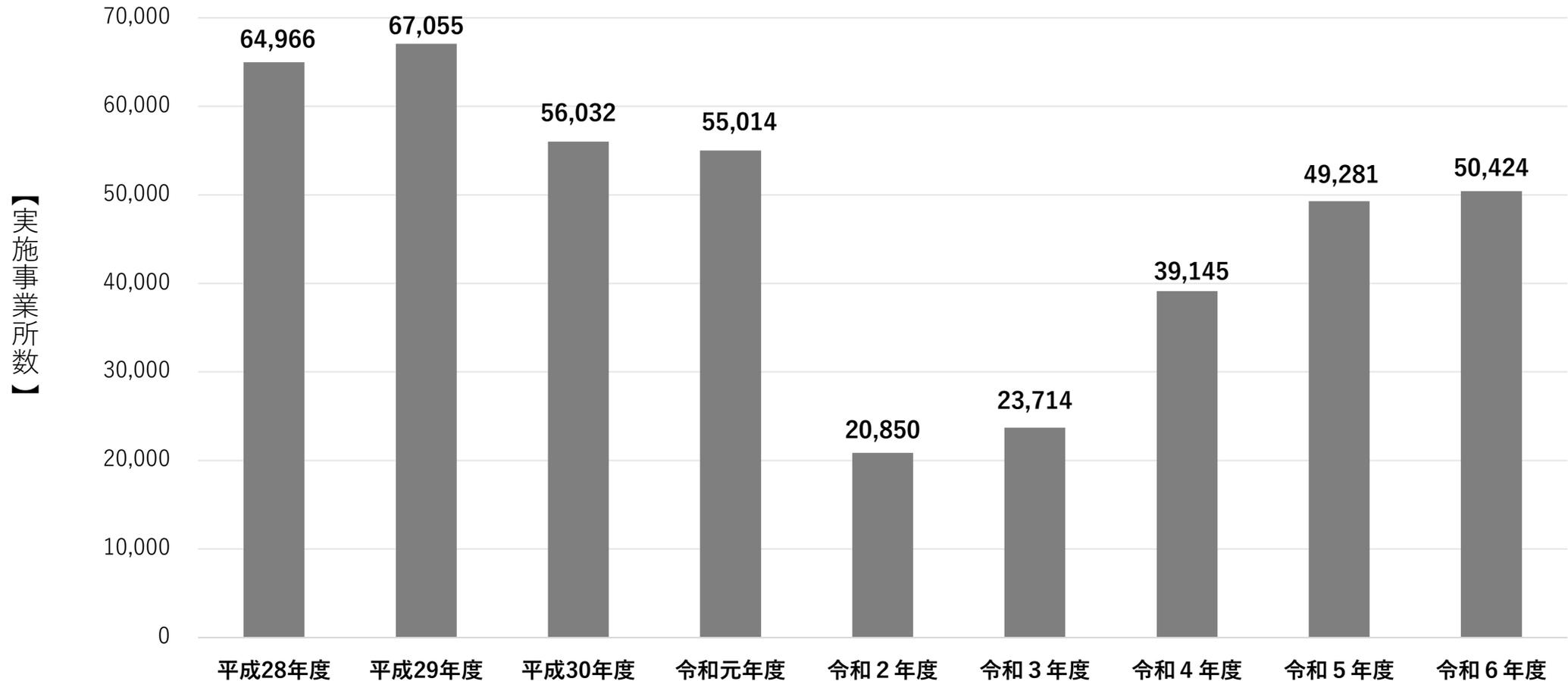
6 都道府県による市町村に対する指導状況【図10、(5)第1表】

管内の市町村(指定都市、中核市を除く)に対する指導を実施した都道府県数は、集団指導は24、個別の市町村に対する事務指導は18、介護保険施設等に対する合同指導は10となっている。

全て又は一部の形態の指導を実施している都道府県がある一方で、いずれの形態の指導も実施していない県が19箇所認められる。

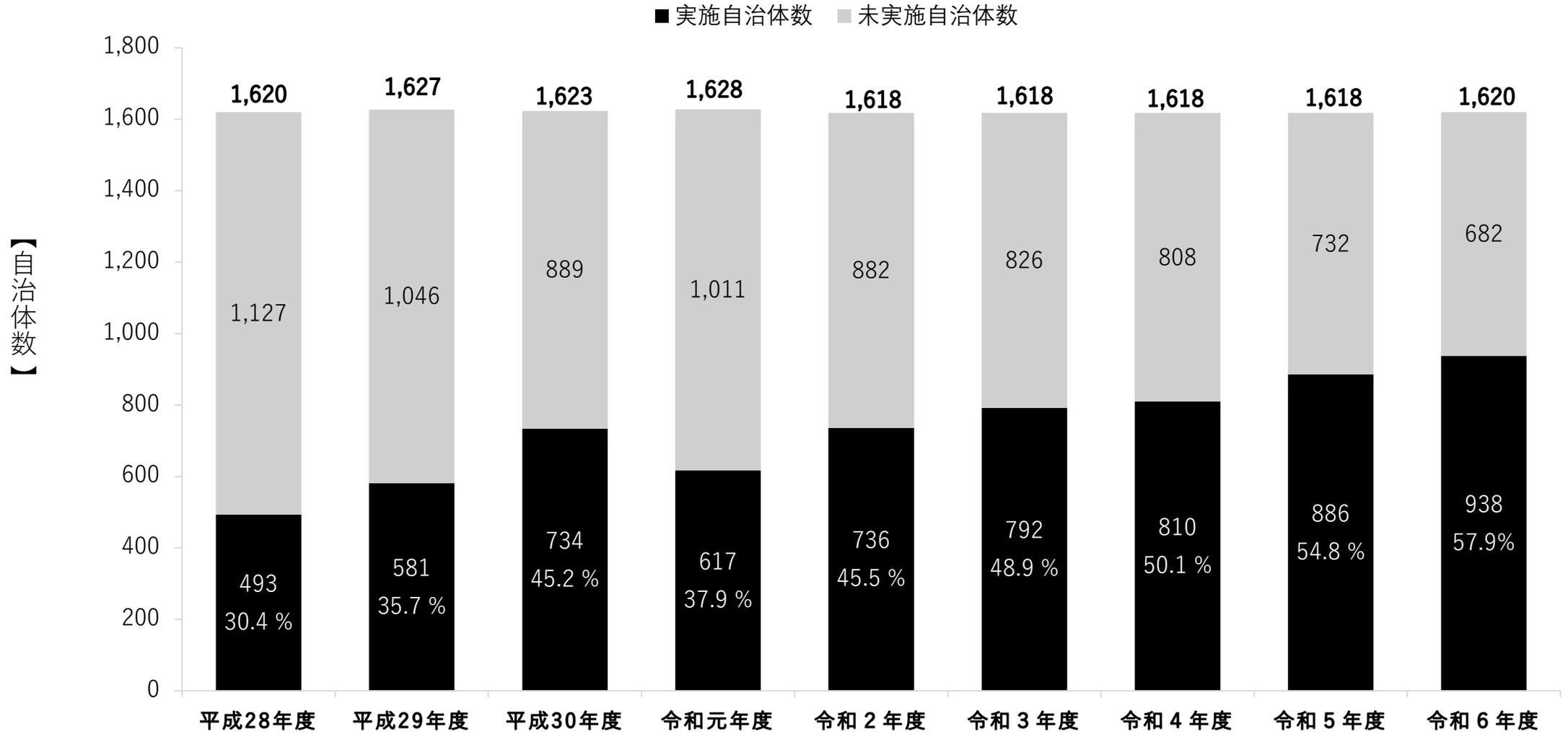
実施していない場合の理由としては、いずれの指導形態についても、当該年度は計画が無かったためが半数以上を占めている。

図1. 運営指導の実施事業所数の年次推移 (平成28年度～令和6年度)



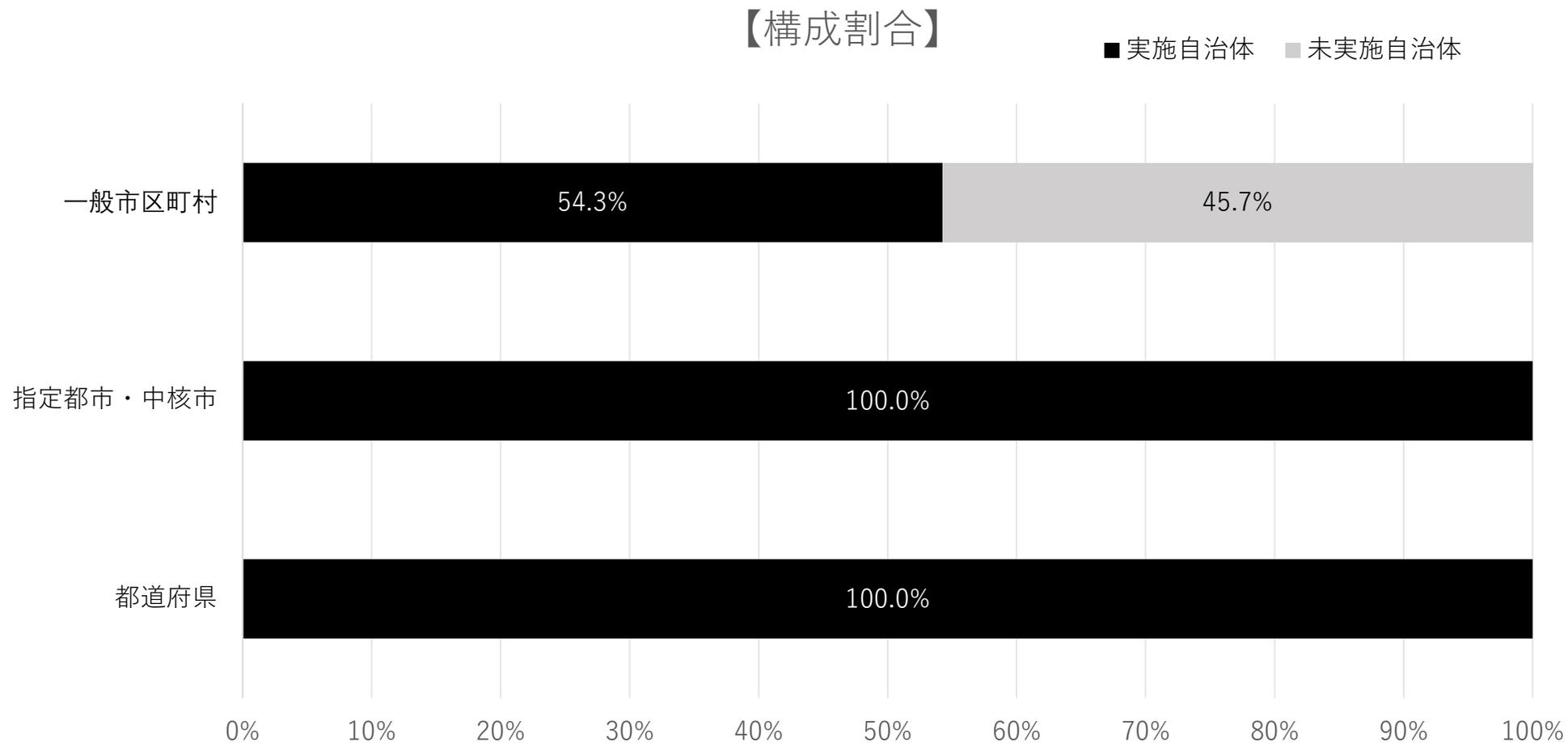
注：介護保険法第71条又は第72条によるみなし指定を受けた事業所を除く。

図2-1. 集団指導実施自治体数の年次推移 (平成28年度～令和6年度)



注：自治体数は都道府県、指定都市、中核市、一般市区町村及び広域連合を含めた数である。

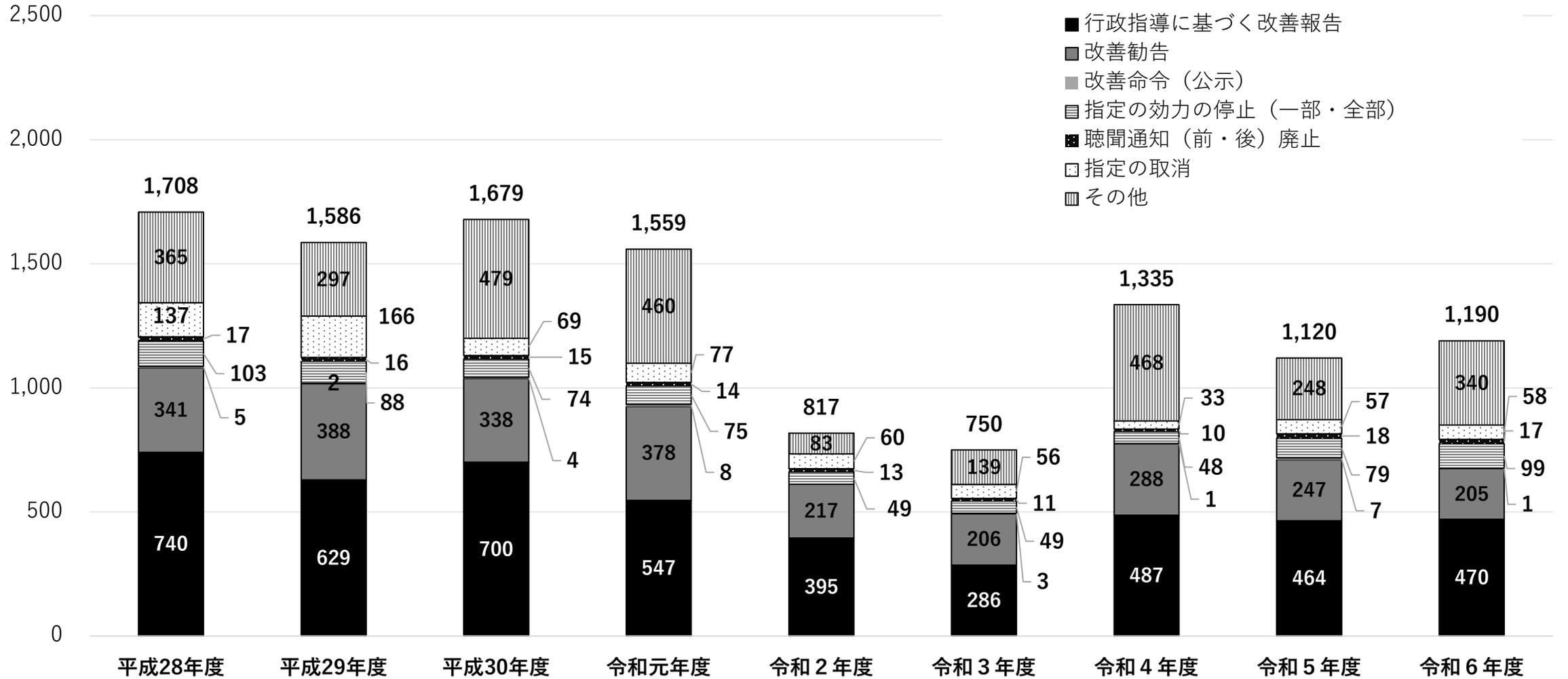
図2-2. 都道府県、指定都市・中核市、市区町村別に見た 集団指導実施状況(令和6年度)



注：一般市区町村、指定都市・中核市、都道府県それぞれの自治体数(広域連合を含む)を100としたときの割合である。

図3. 監査実施事業所数の年次推移【監査結果別】 (平成28年度～令和6年度)

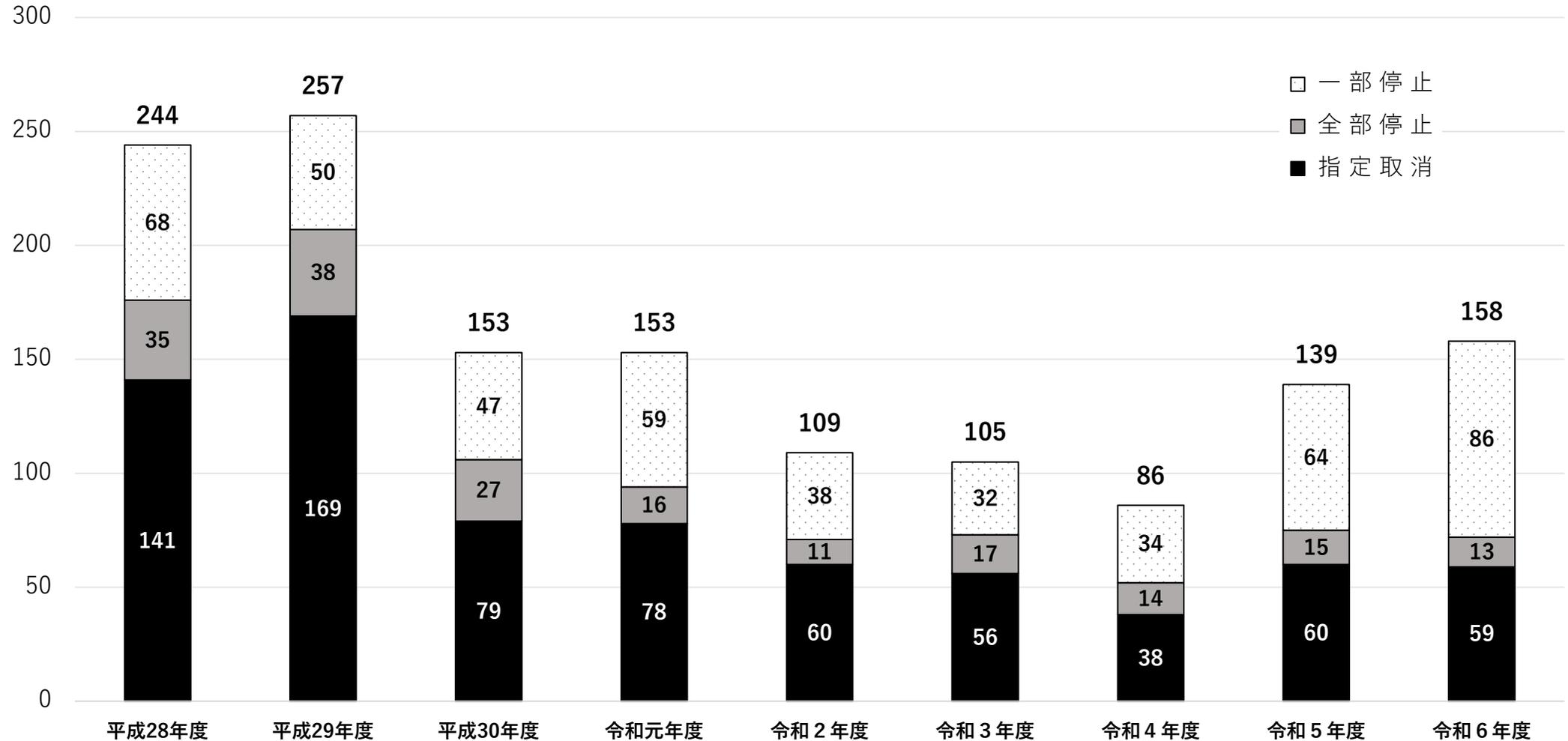
【監査実施数】



注： 1) 介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 2) その他とは、監査を実施したが改善指導に至らなかった、あるいは翌年度以降に処分等を予定しているものである。

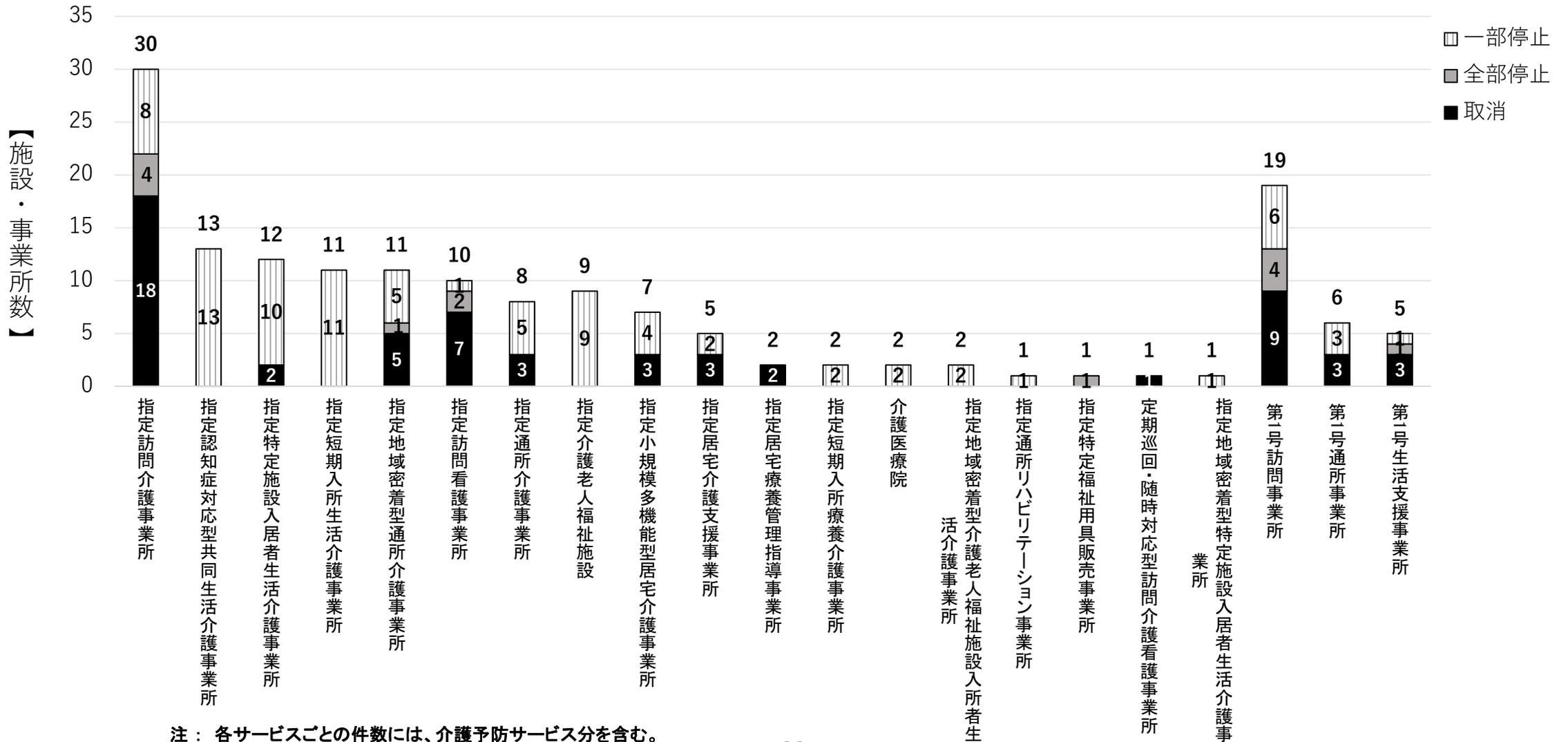
図4-1. 指定取消・効力の停止処分のあった事業所数の年次推移 (平成28年度～令和6年度)

【施設・事業所数】



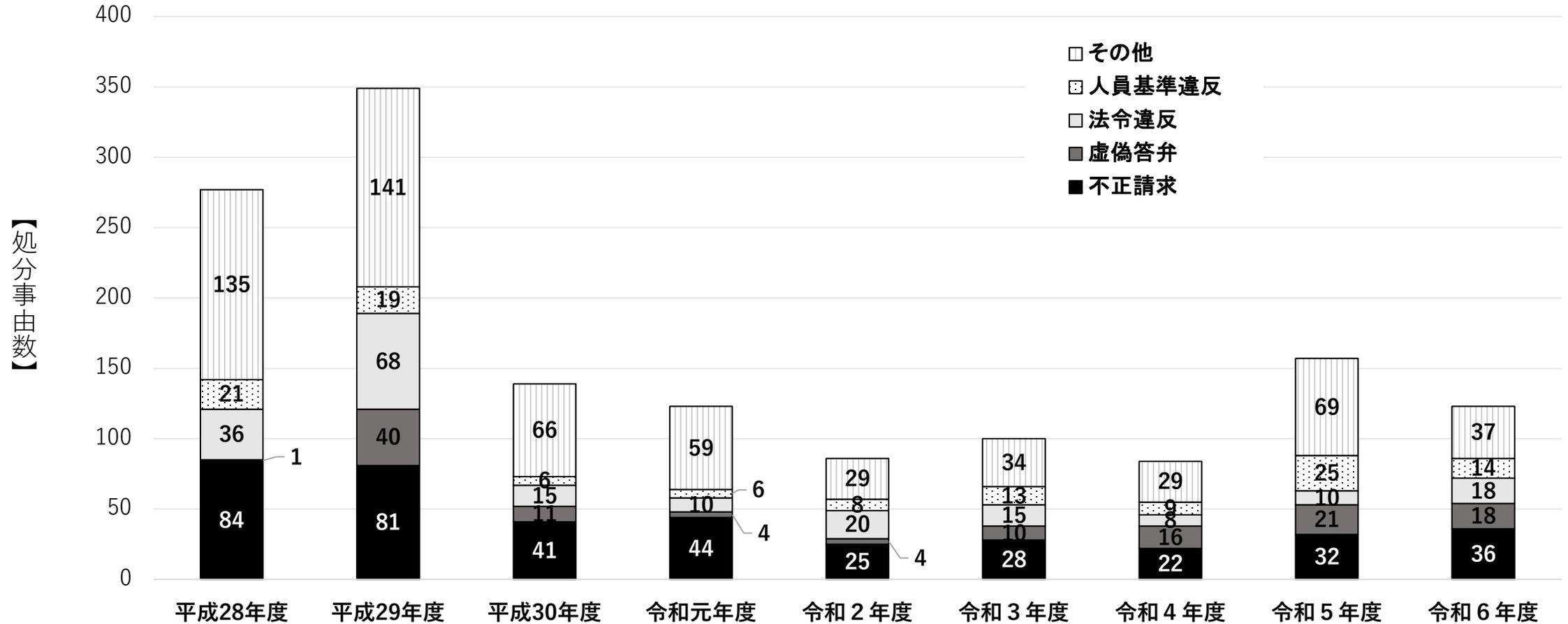
注：1) 指定取消件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
2) 介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

図4-2. 指定取消・効力の停止処分のあった事業所数内訳 【サービス別】(令和6年度)



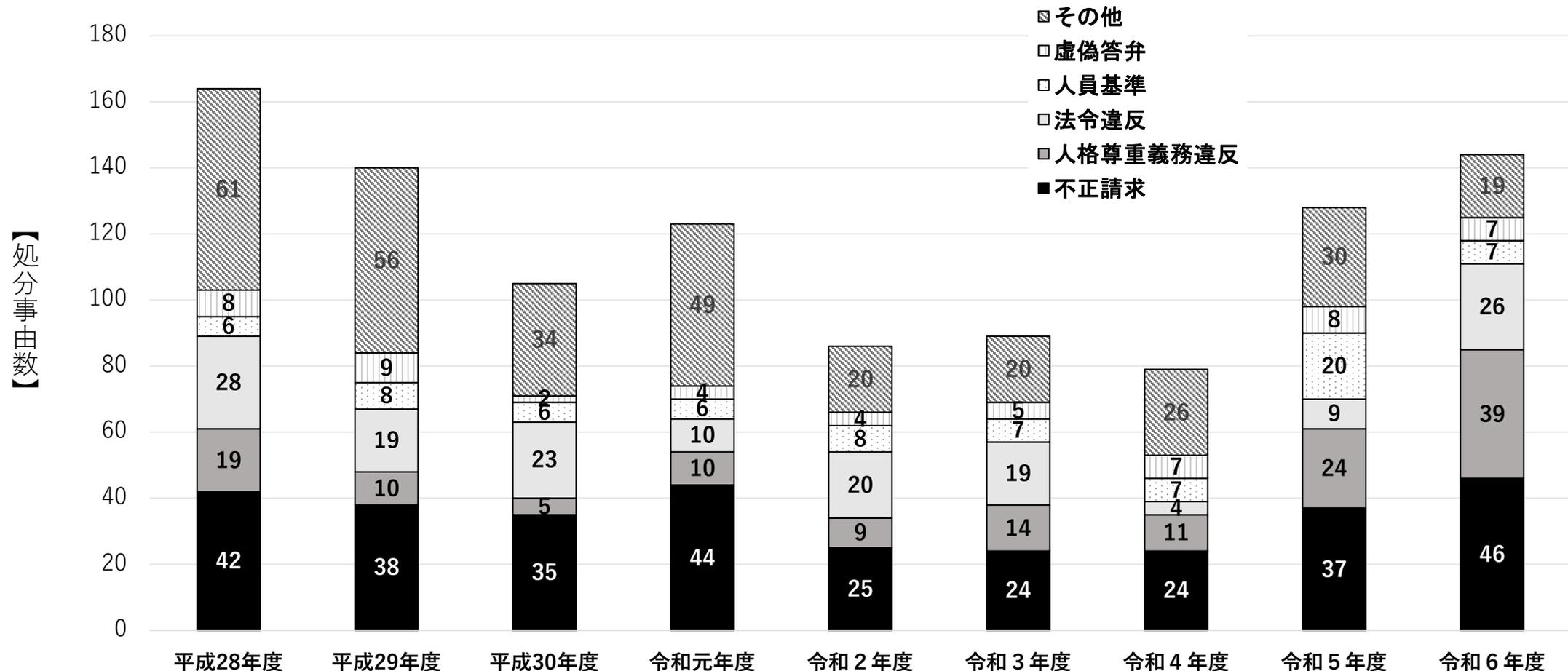
注：各サービスごとの件数には、介護予防サービス分を含む。

図5. 指定取消件数の年次推移【処分事由別】
(平成28年度～令和6年度)



注： 1) 処分事由は令和6年度の上位4区分を抽出し、それ以外はその他としている。
 2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 3) 介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 4) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上しているため、図3～5の数字と一致しない。

図6. 指定の効力の停止件数の年次推移【処分事由別】
(平成28年度～令和6年度)

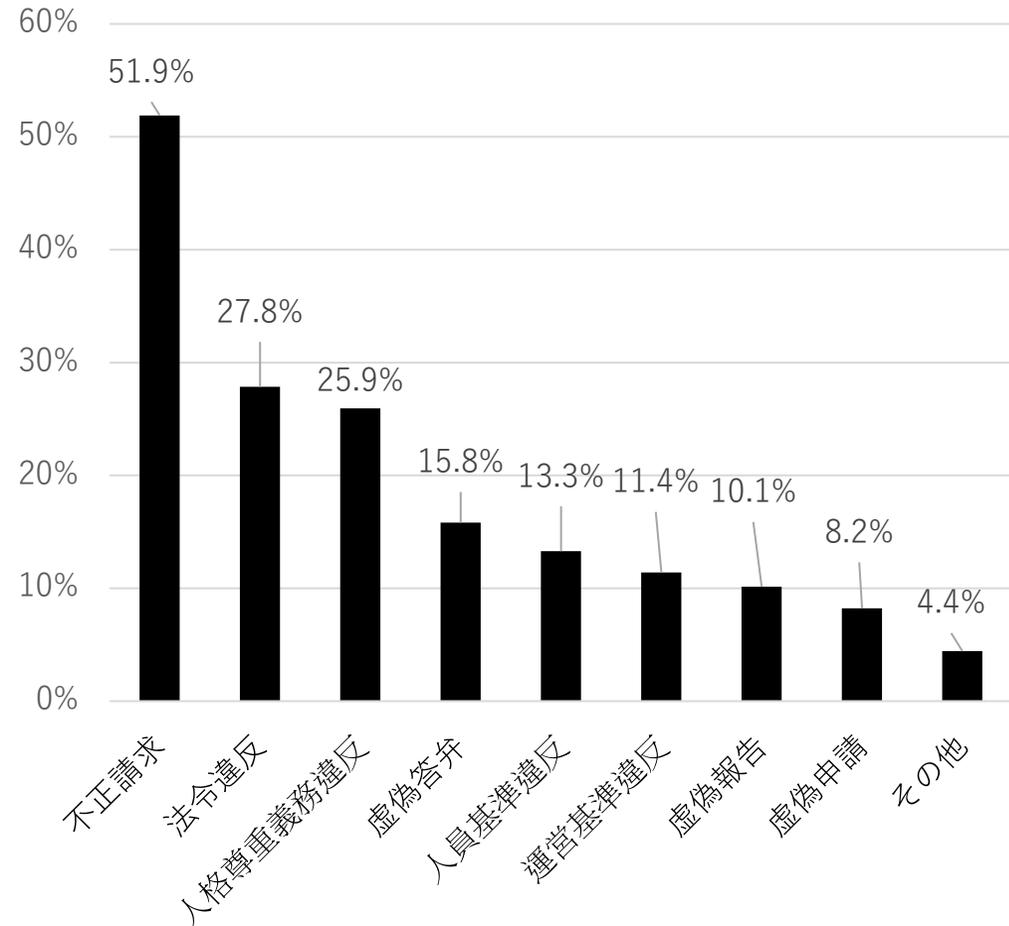


注：1) 処分事由は令和6年度の上位4区分を抽出し、それ以外はその他としている。
 2) 介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 3) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上しているため、図3～5の数字と一致しない。

図7. 処分事由の適用状況(令和6年度)

○令和6年度の指定取消・効力の停止(一部・全部)のあった158事業所のうち、約5割は不正請求で処分されている。

	処分事由	件数	割合	(参考) 居宅サービスの条文
1	人員基準違反	21	13.3	第77条第1項第3号
2	運営基準違反	18	11.4	第77条第1項第4号
3	人格尊重義務違反	41	25.9	第77条第1項第5号
4	不正請求	82	51.9	第77条第1項第6号
5	虚偽報告	16	10.1	第77条第1項第7号
6	虚偽答弁	25	15.8	第77条第1項第8号
7	虚偽申請	13	8.2	第77条第1項第9号
8	法令違反	44	27.8	第77条第1項第10号
9	その他	7	4.4	



注: 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上されるため、指定取消・停止件数と処分事由の合計は一致しない。

図8. 業務管理体制の整備に関する一般検査・特別検査数の
年次推移(平成28年度～令和6年度)

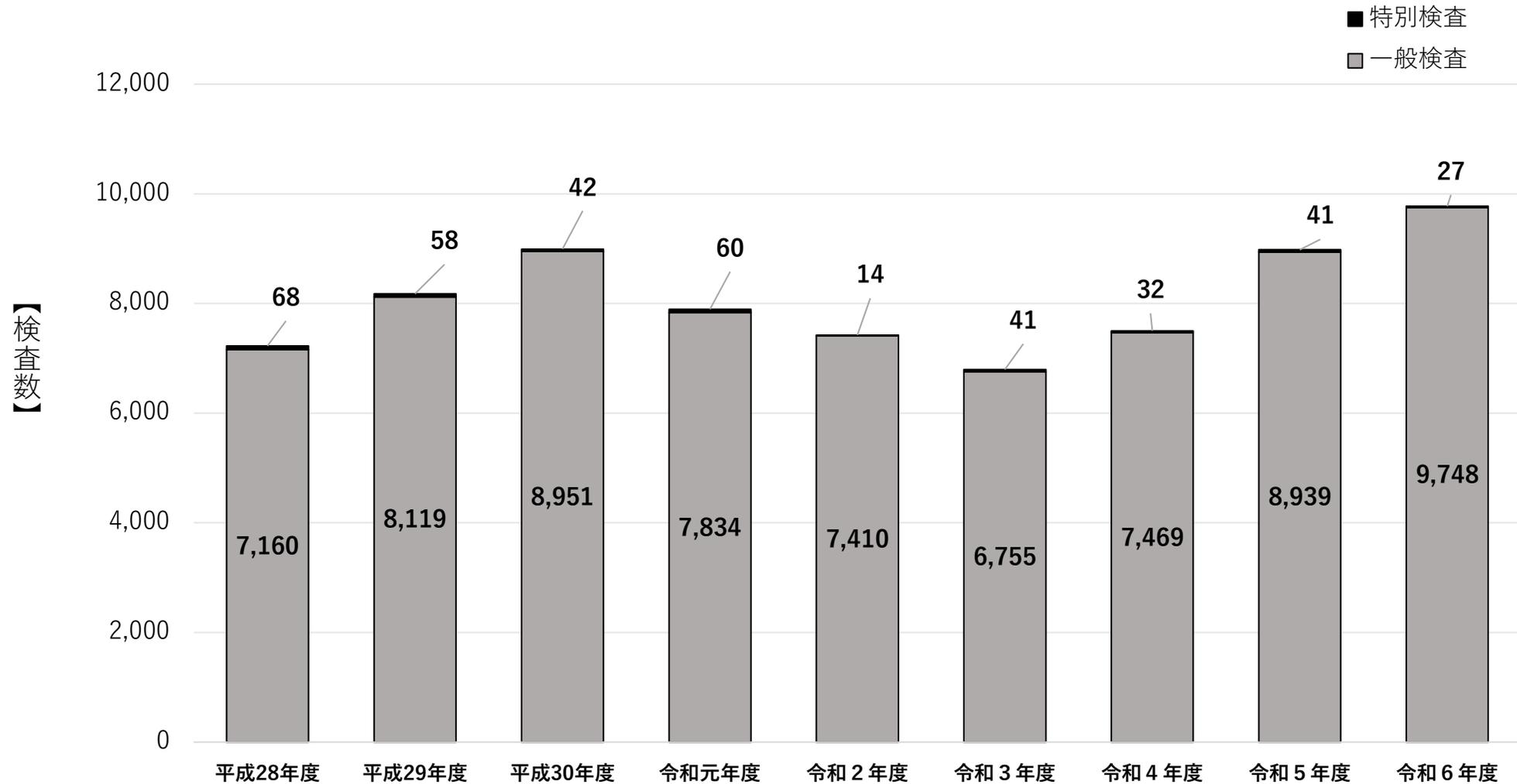


図9. 老人福祉施設に対する指導監査件数 (令和3年度～令和6年度)

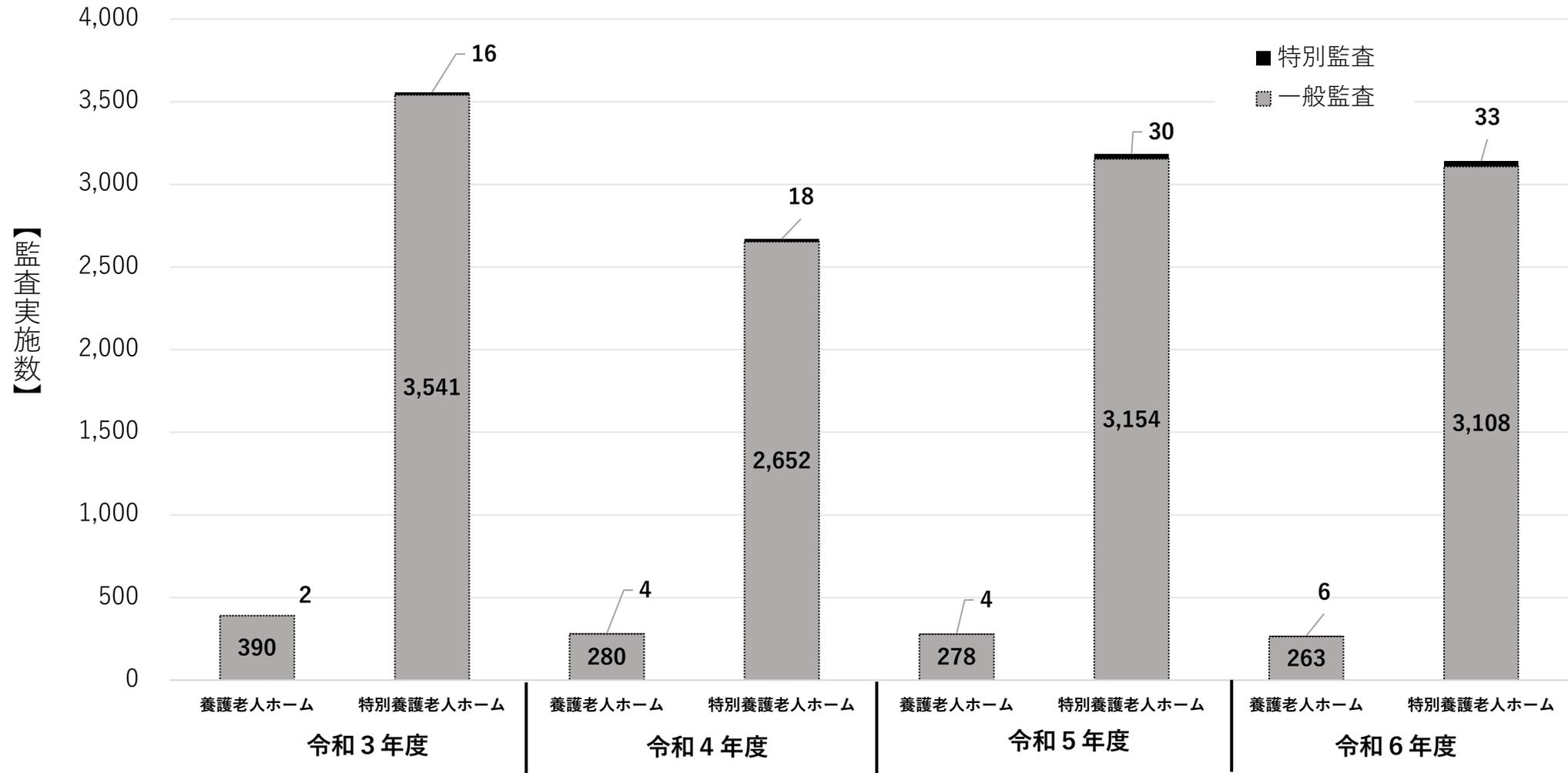
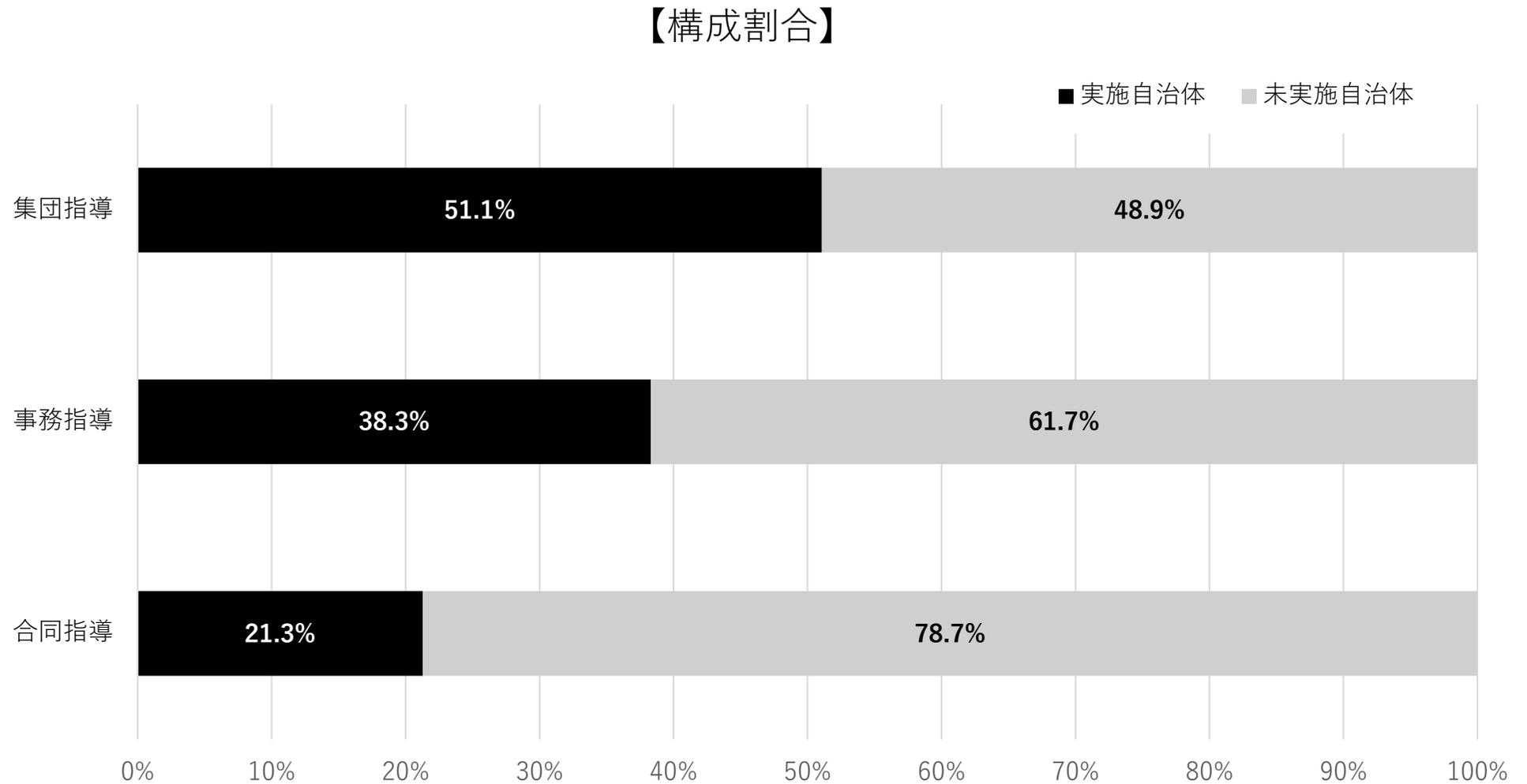


図10. 都道府県による市町村に対する指導の状況(令和6年度)



(1) 令和6年度の指導・監査・指定取消等の状況

- 第1表 令和6年度介護サービスの種類別にみた運営指導の実施件数
- 第2表 都道府県(一般市区町村含む)・指定都市・中核市別にみた集団指導の開催方法、
欠席事業所への対応別実施状況
- 第3表 令和6年度介護サービスの種類別にみた監査の実施件数、監査結果の指導・処分等件数
- 第4表 令和6年度都道府県(一般市区町村含む)・指定都市・中核市別にみた監査の実施件数、
監査結果の指導・処分等件数
- 第5表 令和6年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定の効力の停止(一部・全部)件数
- 第6表 令和6年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定取消件数
- 第7表 令和6年度介護サービスの種類別にみた処分事由別指定の効力の停止(一部・全部)件数
- 第8表 令和6年度介護サービスの種類別にみた処分事由別指定取消件数
- 第9表 令和6年度介護サービスの種類別にみた指定の効力の停止(一部・全部)期間別件数

(1)第1表 令和6年度介護サービスの種類別にみた運営指導の実施件数

介護サービスの種類		所管事業所数 (R6.4.1時点)	実施事業所数			
			うち無通告によるもの	うち改善報告を求めた事業所数	うち過誤調整を指示した事業所数	
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	37,681	5,462	27	2,848	389
	指定訪問入浴介護事業所	1,660	215	-	61	6
	指定訪問看護事業所	19,265	2,412	11	1,191	172
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	1,796	252	-	89	5
	指定居宅療養管理指導事業所	649	20	-	7	-
	指定通所介護事業所	25,032	3,979	11	2,075	245
	指定通所リハビリテーション事業所	1,575	381	-	158	14
	指定短期入所生活介護事業所	12,145	2,639	8	1,066	113
	指定短期入所療養介護事業所	1,165	420	1	183	15
	指定特定施設入居者生活介護事業所	6,116	1,183	13	446	69
	指定福祉用具貸与事業所	7,879	961	-	537	10
	指定特定福祉用具販売事業所	7,760	924	-	495	5
	介護保険施設サービス	指定介護老人福祉施設	8,530	2,310	8	1,175
介護老人保健施設		4,255	1,067	7	560	119
介護医療院		928	237	-	134	30
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問入浴介護事業所	1,504	192	-	56	2
	指定介護予防訪問看護事業所	18,398	2,309	11	1,076	104
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	1,674	234	-	74	3
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	575	25	-	11	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	1,697	363	-	130	12
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	11,472	2,322	6	874	68
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	1,111	376	-	148	7
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	5,563	1,008	9	339	39
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	7,683	934	-	502	9
指定特定介護予防福祉用具販売事業所	7,641	907	-	479	5	
	指定居宅介護支援事業所	37,351	5,974	57	2,760	791
	指定介護予防支援事業所	6,259	734	-	254	18
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1,505	239	2	116	17
	指定夜間対応型訪問介護事業所	236	28	-	5	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	3,623	518	2	224	42
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	5,725	1,052	7	544	99
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	15,199	2,898	29	1,458	285
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	439	75	-	38	5
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	2,648	618	8	314	66
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1,155	211	2	137	30
	指定地域密着型通所介護事業所	20,452	3,359	28	2,074	362
着型指定介護予防地域密着サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	3,336	437	2	179	22
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	5,111	804	5	418	65
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	14,217	2,345	15	1,125	191
合計		311,010	50,424	269	24,360	3,658

注：介護保険法第71条又は第72条によるみなし指定を受けた事業所を除く。

(参考)指導の実施率

介護サービスの種類	所管事業所数 (A)	実施事業所数 (B)	実施率(%) (B)/(A)
指定居宅サービス(予防含む)	180,041	27,518	15.3
介護保険施設サービス	13,713	3,614	26.4
指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所	43,610	6,708	15.4
指定地域密着型サービス(予防含む)	73,646	12,584	17.1
合計	311,010	50,424	16.2

(1)第2表 都道府県(一般市区町村含む)・指定都市・中核市別にみた集団指導の開催方法、欠席事業所への対応別実施状況

(令和6年度)

都道府県・ 指定都市・ 中核市名	集団指導の開催方法(複数回答)					欠席事業所への対応方法(複数回答)					一般市区町村	
	集合 形式	資料配布 (紙・HP)	WEB 会議	動画 配信	その他 ¹⁾	資料をHP掲 載	資料を 郵送	次年度以降 の実地指導 対象	その他 ³⁾	管内 ³⁾ 自治体数	集団指導を 実施した 自治体数	
北海道	23	21	21	3	4	5	29			4	153	53
青森県	13	11		3		5	12			3	38	23
岩手県	6	6	5			1	5			1	23	12
宮城県	15	9	1	3		7	6			3	34	20
秋田県	1	6	2	1		5	1			2	21	8
山形県	11	7	2	2		2	9			1	34	16
福島県	4	4	1	1			5	1			56	7
茨城県	15	3	5	2		5	12	1		2	43	22
栃木県	11	8	2	1		6	6	1			24	15
群馬県	6	7	2		2	1	4	1	3		33	10
埼玉県	21	16	2	8	1	8	20	1	2		57	38
千葉県	15	18	11	3	2	11	19	1	2		51	31
東京都	13	14	8	16		20	10	7	5		61	38
神奈川県	9	9	1	13		12	5	1	2		29	24
新潟県	4	10	1	7	1	2	8		1		29	16
富山県	1	4	1	2		1	1		1		8	4
石川県	6	2	4	1		1	8		1		18	8
福井県	6	4	1			2	5		1		15	6
山梨県	12	17	1	4	2	9	7		3		26	23
長野県	9	12	8	2		4	13	1	1		61	22
岐阜県	17	7	3	2		4	6		4		35	23
静岡県	12	7	7	6		5	13		1		33	22
愛知県 ⁴⁾	21	10	3	9		13	15		4		39	32
三重県	11	10	6	7		8	9		5		25	21
滋賀県	8	5	4	3		5	9		2		18	15
京都府	6	8	1	1	1	3	7		1		25	14
大阪府	2	29		7		10		19	7		34	32
兵庫県	12	6	5	10		7	9	1	2		36	21
奈良県	10	3		1		5	5		2		38	10
和歌山県	2	4	1	4		3	1	1	1		29	6
鳥取県	3	2	1			1	2	1	1		16	4
島根県	7	6	5	1		4	1	1			10	9
岡山県	7	10	2	6	3	7	4	1	2		25	19
広島県	3	5	15	1	2	4	5				20	17
山口県	6	8	2	2	1	4	4		1		18	12
徳島県	5	5	2			3	3	1			23	9
香川県	5	1	2	1	1		4		2		16	5
愛媛県	6	2	1				4		2		19	8
高知県	8	3	1			1	5	2	1		29	10
福岡県	11	19	2	2		3	11	4	3		25	25
佐賀県	7	5		1		6	1	3			7	7
長崎県	3	1	2	1		2	1				17	4
熊本県	17	15	4	3		6	8	1	2		44	28
大分県	7	1	5	3		2	4	1	1		17	10
宮崎県	7	5	1	4		2	8				25	13
鹿児島県	23	8	4	3	1	4	22		2		42	29
沖縄県	5	3	2	3		6		1	1		12	8
都道府県計	432	376	160	153	21	225	346	52	85		1,491	809
(別 掲)	札幌市	○	○	○			○					
	仙台市		○				○					
	さいたま市		○				○					
	千葉市		○				○					
	横浜市		○		○		○					
	川崎市		○		○		○					
	相模原市				○		○					
	新潟市		○		○		○		○	○		
	静岡市		○				○					
	浜松市				○				○			
	名古屋市		○		○		○					
	京都市				○		○					
	大阪市		○		○		○		○			
	堺市				○						○	
	神戸市				○		○					
	岡山市	○					○					
	広島市				○		○					
	北九州市		○		○		○					
	福岡市		○				○				○	
	熊本市		○		○			○		○		
指定都市計	2	13	1	13	-	15	2	3	4			

(1)第2表 都道府県(一般市区町村含む)・指定都市・中核市別にみた集団指導の開催方法、欠席事業所への対応別実施状況

(令和6年度)

都道府県・ 指定都市・ 中核市名	集団指導の開催方法(複数回答)					欠席事業所への対応方法(複数回答)			
	集合 形式	資料配布 (紙・HP)	WEB 会議	動画 配信	その他 ¹⁾	資料をHP掲 載	資料を 郵送	次年度以降 の実地指導 対象	その他 ²⁾
函館市	○								
旭川市		○				○	○		
青森市		○		○				○	
八戸市	○	○	○			○		○	
盛岡市		○				○			
秋田市	○	○				○			
山形市				○					
福島市		○						○	
郡山市		○				○			
いわき市				○		○		○	
水戸市		○	○			○		○	
宇都宮市		○				○			
前橋市		○				○			○
高崎市		○		○		○			
川越市		○				○			
川口市	○	○		○		○			
越谷市		○				○		○	
船橋市		○		○		○			○
柏市				○		○			
八王子市				○		○			
横須賀市				○		○			
富山市		○				○			
金沢市		○		○		○		○	
福井市		○				○			
甲府市	○	○				○			○
長野市		○		○		○			
松本市	○		○			○			
岐阜市	○	○	○	○		○			
豊橋市 (東三河広域連合)		○							
岡崎市		○				○			
一宮市		○		○					○
豊田市		○		○		○			
大津市	○					○			
豊中市		○		○		○			○
吹田市				○				○	
高槻市		○		○		○			
枚方市		○				○			
八尾市		○						○	
寝屋川市	○					○			○
東大阪市		○		○				○	
姫路市		○				○			
尼崎市				○		○			
明石市		○		○		○			
西宮市		○		○		○			
奈良市		○				○		○	
和歌山市		○						○	○
鳥取市	○	○		○		○			
松江市		○			○	○			
倉敷市		○		○		○			○
呉市	○		○			○			
福山市		○		○		○			
下関市		○		○		○			
高松市	○	○	○			○			
松山市	○					○			
高知市		○				○			
久留米市		○		○		○			
長崎市		○		○		○			
佐世保市		○				○			
大分市		○				○			○
宮崎市		○				○			
鹿児島市				○		○			
那覇市		○				○			
中核市計	13	48	6	28	1	52	1	12	9
総計	447	437	167	194	22	292	349	67	98

注: 1)開催方法の「その他」は、都道府県と共催、他市の集団指導に参加、事業所向けサイトに掲載等である。

2)欠席事業所への対応方法の「その他」は、資料をメールで送付、資料を窓口で配布等である。

3)広域連合は1自治体として計上している。

4)東三河広域連合の豊橋市以外の構成市町村分を除く。

(1)第3表 令和6年度介護サービスの種類別にみた監査の実施件数、監査結果の指導・処分等件数

介護サービスの種類		立入検査 ¹⁾ 事業所数	監査結果の状況(件数)					指定取消 ²⁾
			行政指導に 基づく改善報 告	改善勧告	改善命令	指定の効力の 一部停止	指定の効力の 全部停止	
指定 居宅 サ ー ビ ス	指定訪問介護事業所	133	48	28	-	8	4	18
	指定訪問入浴介護事業所	2	-	-	-	-	-	-
	指定訪問看護事業所	34	9	1	-	1	1	4
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	1	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	4	-	-	-	-	-	1
	指定通所介護事業所	63	30	8	-	5	-	3
	指定通所リハビリテーション事業所	9	3	3	-	1	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	57	26	11	-	7	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	7	5	1	-	1	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	29	25	9	-	5	-	1
	指定福祉用具貸与事業所	9	3	-	-	-	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	9	3	-	-	-	1	-
施設 サ ー ビ ス	指定介護老人福祉施設	100	51	27	1	9	-	-
	介護老人保健施設	35	25	9	-	-	-	-
	介護医療院	4	1	2	-	2	-	-
指定 介 護 予 防 サ ー ビ ス	指定介護予防訪問入浴介護事業所	1	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	20	5	-	-	-	1	3
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	1	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	4	-	-	-	-	-	1
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	3	-	1	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	35	20	6	-	4	-	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	6	5	-	-	1	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	13	8	5	-	5	-	1
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	9	3	-	-	-	-	-
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	9	3	-	-	-	-	-
	指定居宅介護支援事業所	102	26	18	-	2	-	3
	指定介護予防支援事業所	13	1	3	-	-	-	-
指定 地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	9	3	3	-	-	-	1
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	9	1	1	-	-	-	-
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	24	11	7	-	2	-	2
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	120	46	19	-	8	-	-
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	5	2	3	-	1	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護事業所	30	16	6	-	2	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	8	2	1	-	-	-	-
	指定地域密着型通所介護事業所	60	25	8	-	5	1	5
	サ ー ビ ス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	8	-	1	-	-	-
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所		12	6	2	-	2	-	1
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所		65	22	10	-	5	-	-
日 常 介 護 予 防 サ ー ビ ス	第1号訪問事業所	69	18	7	-	6	4	9
	第1号通所事業所	42	15	4	-	3	-	3
	第1号生活支援事業所	15	3	-	-	1	1	3
	第1号介護予防支援事業所	2	-	1	-	-	-	-
合 計		1,190	470	205	1	86	13	59

注：1)立入検査事業所数と監査結果の状況(件数)の合計については、「改善報告を求めない指導」、「翌年度に指導、処分等の実施」、「一つの事業所に複数回の指導等の実施」等の理由により合計件数は一致しない。

2)指定取消の件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所を含む。

(1)第4表 令和6年度都道府県(一般市区町村含む)・指定都市・中核市別にみた監査の実施件数、監査結果の指導・処分等件数

(令和6年度)

都道府県・ 指定都市・ 中核市名	立入検査 ¹⁾ 事業所数	監査結果の状況(件数)							
		行政指導 に基づく 改善報告	改善勧告	改善命令 (公示)	指定の 効力の 一部停止	指定の 効力の 全部停止	聴聞 ²⁾ 通知前 廃止	聴聞 ³⁾ 通知後 廃止	指定の 取消
北海道	77	20	17	-	4	-	-	-	-
青森県	5	-	1	-	-	-	-	-	-
岩手県	3	-	1	-	1	-	-	-	-
宮城県	13	8	3	-	-	-	-	-	-
秋田県	8	6	2	-	1	-	-	-	-
山形県	1	1	-	-	1	-	-	-	-
福島県	10	3	4	-	1	-	-	-	-
茨城県	12	9	4	-	2	-	-	-	2
栃木県	10	8	2	-	1	-	-	-	-
群馬県	10	2	3	-	2	-	-	-	1
埼玉県	5	1	-	-	-	-	-	-	4
千葉県	22	5	10	-	-	-	-	-	-
東京都	38	17	1	-	-	-	5	1	2
神奈川県	13	4	-	-	4	-	-	-	-
新潟県	3	6	-	-	2	-	-	-	-
富山県	15	7	1	-	2	-	-	-	-
石川県	35	2	1	-	-	-	-	-	-
福井県	1	-	-	-	-	-	-	-	-
山梨県	23	5	-	-	5	-	-	-	1
長野県	6	2	-	-	-	-	-	-	-
岐阜県	33	4	7	-	-	-	-	-	-
静岡県	2	2	-	-	-	-	-	-	-
愛知県 ⁴⁾	9	2	2	-	3	-	1	-	1
三重県	5	3	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	15	4	4	-	5	-	-	-	-
京都府	4	1	4	-	-	-	-	-	-
大阪府	19	3	-	-	-	-	1	-	4
兵庫県	21	13	1	-	4	-	1	-	2
奈良県	44	2	-	-	-	-	-	-	-
和歌山県	16	1	4	-	-	2	-	-	1
鳥取県	4	4	1	-	-	-	-	-	-
島根県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡山県	33	15	4	-	8	-	-	-	-
広島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山口県	3	1	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	11	4	2	-	-	-	-	-	4
香川県	13	9	1	-	-	-	-	-	-
愛媛県	7	1	1	-	-	-	-	-	-
高知県	3	1	-	-	-	-	-	-	-
福岡県	7	-	1	-	2	-	-	-	3
佐賀県	6	5	1	-	-	2	-	-	-
長崎県	9	2	-	-	3	-	-	-	1
熊本県	16	2	7	-	3	-	-	-	-
大分県	3	-	-	-	1	-	-	-	2
宮崎県	7	4	-	-	1	-	-	-	-
鹿児島県	15	12	-	-	1	-	-	-	1
沖縄県	14	10	8	-	-	-	1	-	-
都道府県計	629	211	98	-	57	4	9	1	29
(別 掲)	札幌市	40	24	14	-	-	-	-	-
	仙台市	10	2	3	-	-	-	-	-
	さいたま市	5	-	-	-	2	-	-	-
	千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-
	横浜市	8	2	2	-	-	2	-	-
	川崎市	70	18	26	-	8	-	-	-
	相模原市	1	1	-	-	-	-	-	-
	新潟市	-	-	-	-	-	-	-	-
	静岡市	-	-	-	-	-	-	-	-
	浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-
	名古屋市	50	52	-	-	-	-	-	-
	京都市	4	3	-	-	-	-	-	-
	大阪市	50	11	1	-	3	-	-	9
	堺市	-	-	-	-	-	-	-	-
	神戸市	56	40	5	-	-	-	-	-
	岡山市	6	6	-	-	-	-	-	-
	広島市	-	-	-	-	-	-	-	-
	北九州市	1	1	-	-	-	-	-	-
	福岡市	12	5	-	-	-	3	4	-
	熊本市	4	4	-	-	2	-	-	2
指定都市計	317	169	51	-	15	5	4	-	11

(1)第4表 令和6年度都道府県(一般市区町村含む)・指定都市・中核市別にみた監査の実施件数、監査結果の指導・処分等件数

(令和6年度)

都道府県・ 指定都市・ 中核市名	立入検査 ¹⁾ 事業所数	監査結果の状況(件数)							
		行政指導 に基づく 改善報告	改善勧告	改善命令 (公示)	指定の 効力の 一部停止	指定の 効力の 全部停止	聴聞 ²⁾ 通知前 廃止	聴聞 ³⁾ 通知後 廃止	指定の 取消
函館市	4	-	2	-	1	-	-	-	-
旭川市	32	8	3	-	4	-	-	-	-
青森市	3	3	-	-	-	-	-	-	-
八戸市	5	-	-	1	-	-	-	-	-
盛岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
秋田市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山形市	4	4	-	-	-	-	-	-	-
福島市	2	-	1	-	-	-	-	-	-
郡山市	1	-	1	-	-	-	-	-	-
いわき市	2	2	5	-	-	-	-	-	-
水戸市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宇都宮市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前橋市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高崎市	3	2	-	-	3	-	-	-	-
川越市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川口市	-	-	-	-	2	-	-	-	-
越谷市	12	9	-	-	-	-	-	-	-
船橋市	16	8	4	-	-	-	-	-	-
柏市	1	-	-	-	-	-	-	-	-
八王子市	2	-	-	-	-	-	-	-	2
横須賀市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富山市	4	-	2	-	1	-	-	-	-
金沢市	-	3	-	-	-	-	-	-	-
福井市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
甲府市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長野市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松本市	7	-	-	-	-	-	-	-	-
岐阜市	3	4	-	-	-	-	-	-	-
豊橋市 (東三河広域連合)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一宮市	2	1	1	-	-	-	-	-	-
豊田市	1	-	-	-	-	-	-	-	-
大津市	1	-	-	-	-	-	-	-	-
豊中市	3	-	-	-	-	-	-	-	-
吹田市	9	-	7	-	-	-	-	-	1
高槻市	-	-	-	-	-	-	-	-	2
枚方市	5	-	-	-	-	2	-	-	-
八尾市	3	-	2	-	2	-	1	-	-
寝屋川市	2	-	-	-	-	-	-	-	-
東大阪市	9	-	7	-	-	2	-	-	3
姫路市	20	14	4	-	1	-	-	-	2
尼崎市	13	8	1	-	-	-	-	-	-
明石市	2	-	-	-	-	-	-	-	2
西宮市	6	2	-	-	-	-	-	-	2
奈良市	2	-	-	-	-	-	-	-	2
和歌山市	24	3	5	-	-	-	-	-	-
鳥取市	11	7	2	-	-	-	2	-	-
松江市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
倉敷市	4	2	4	-	-	-	-	-	-
呉市	3	2	-	-	-	-	-	-	-
福山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
下関市	1	-	-	-	-	-	-	-	-
高松市	2	2	2	-	-	-	-	-	-
松山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高知市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
久留米市	6	-	1	-	-	-	-	-	-
長崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐世保市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大分市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿児島市	10	3	1	-	-	-	-	-	2
那覇市	4	3	1	-	-	-	-	-	-
中核市計	244	90	56	1	14	4	3	-	18
総計	1,190	470	205	1	86	13	16	1	58

注：1)立入検査事業所数と監査結果の状況(件数)の合計については、「改善報告を求めない指導」、「翌年度に指導、処分等の実施」、「一つの事業所に複数回の指導等の実施」等の理由により合計件数は一致しない。

2)監査の結果、行政処分を行うために聴聞通知等を発出しようとしていたが、発出前に事業所から廃止届が提出されて廃止となったもの。

3)聴聞通知等を発出した日から実際に処分をする間に事業所から廃止届が提出されて廃止となったもの。

4)東三河広域連合の豊橋市以外の構成市町村分を除く。

(1)第5表 令和6年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定の効力の停止(一部・全部)件数

介護サービスの種類		総数		営利法人		特定非営利活動法人		医療法人		社会福祉法人		地方公共団体		その他	
		一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部
指定 居宅サ ービ ス	指定訪問介護事業所	8	4	8	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問看護事業所	1	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所介護事業所	5	-	4	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所リハビリテーション事業所	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	7	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	5	-	3	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	施設 サ ービ ス 保 険	指定介護老人福祉施設	8	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	-	-
介護老人保健施設		1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
介護医療院		2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
指定 介 護 予 防 サ ー ビ ス	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	4	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	5	-	3	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定特定介護予防福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
指定 居 宅 介 護 支 援 サ ー ビ ス	指定居宅介護支援事業所	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定 地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	2	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	8	-	7	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型通所介護事業所	5	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	
介 護 予 防 サ ー ビ ス 密 着 型	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	2	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	5	-	4	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 サ ー ビ ス	第1号訪問事業所	6	4	6	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	第1号通所事業所	3	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	第1号生活支援事業所	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	第1号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		86	13	45	11	-	-	10	-	29	-	-	-	2	2
		99		56		-		10		29		-		4	

(1)第6表 令和6年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定取消件数

介護サービスの種類		総数	営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	18	17	-	-	-	-	1
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問看護事業所	4	4	-	-	-	-	-
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	1	-	-	1	-	-	-
	指定通所介護事業所	3	2	-	-	1	-	-
	指定通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	1	1	-	-	-	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-
指定介護老人福祉施設	指定介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-	-
	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	3	3	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	1	-	-	1	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	1	1	-	-	-	-	-
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-
指定居宅介護支援事業所	指定居宅介護支援事業所	3	3	-	-	-	-	-
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1	1	-	-	-	-	-
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	1	1	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型通所介護事業所	5	3	-	-	-	-	2	
指定地域密着型介護予防サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	2	1	1	-	-	-	-
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
介護予防・日常生活支援総合事業	第1号訪問事業所	8	7	-	-	-	-	1
	第1号通所事業所	3	1	-	-	1	-	1
	第1号生活支援事業所	4	4	-	-	-	-	-
	第1号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
合計		59	49	1	2	2	-	5

注：聴聞通知後に廃止届が提出された事業所を含む。

(1) 第7表 令和6年度介護サービスの種類別に応じた処分事由別指定の効力の停止(一部・全部)件数

介護サービスの種類		指定の効力の停止件数			効力の停止事由(複数回答)																	
					人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなった		設備及び運営に関する基準に従った、適切な運営ができなくなった		要介護者の人格を尊重する義務に違反した		介護給付費の請求に関して不正があった		帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした		質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた		不正の手段により指定を受けた		介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づく命令に違反した		その他	
					(根拠条文例) 第77条第1項																	
					第3号		第4号		第5号		第6号		第7号		第8号		第9号		第10号		左記以外	
		総数	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部		
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	12	8	4	-	-	1	-	2	1	5	3	-	-	1	-	-	-	1	1	1	
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定訪問看護事業所	2	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定通所介護事業所	5	5	-	2	-	-	-	-	-	5	-	1	-	1	-	-	-	-	-	3	-
	指定通所リハビリテーション事業所	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	7	7	-	-	-	-	-	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	5	5	-	-	-	-	-	5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
施設介護サービス	指定介護老人福祉施設	8	8	-	-	-	-	-	7	-	3	-	-	-	1	-	-	-	3	-	-	
	介護老人保健施設	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	介護医療院	2	2	-	1	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護予防訪問看護事業所	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	4	4	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	5	5	-	-	-	-	-	5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
指定特定介護予防福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
指定居宅介護支援サービス	指定居宅介護支援事業所	2	2	-	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	2	2	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	8	8	-	1	-	1	-	4	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業所	2	2	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
指定地域密着型通所介護事業所	6	5	1	1	-	1	-	1	-	4	1	3	-	2	-	1	-	1	-	-		
指定地域密着型介護予防サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	5	5	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	
介護予防・日常生活支援総合事業	第1号訪問事業所	10	6	4	-	-	-	-	1	-	3	1	-	-	1	-	-	-	2	3	-	1
	第1号通所事業所	3	3	-	1	-	-	-	-	-	3	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-
	第1号生活支援事業所	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-
	第1号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		99	86	13	7	-	5	-	36	3	40	6	6	-	7	-	2	-	21	5	4	2

注：複数の効力の停止事由が該当する事業所については、各事由ごとに計上されるため、効力の停止件数と各事由の合計は一致しない。

(1)第8表 令和6年度介護サービスの種類別にみた処分事由別指定取消件数

介護サービスの種類	指定取消件数	取消事由(複数回答)									
		人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなった	設備及び運営に関する基準に従った、適切な運営ができなくなった	要介護者の人格を尊重する義務に違反した	介護給付費の請求に関して不正があった	帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした	質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた	不正の手段により指定を受けた	介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づく命令に違反した	その他	
		(根拠条文例) 第77条第1項									
		第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	左記以外	
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	18	2	4	-	14	2	4	5	5	-
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問看護事業所	4	2	3	-	3	2	3	1	1	-
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	指定通所介護事業所	3	-	-	1	3	1	1	-	-	-
	指定通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	施設介護サービス保険	指定介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護老人保健施設		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護医療院		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	3	1	2	-	2	1	2	1	-	-
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定特定介護予防福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
指定居宅介護支援事業所	指定居宅介護支援事業所	3	-	1	-	2	-	1	1	-	-
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1	-	-	-	-	1	1	1	-	-
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型通所介護事業所	5	3	1	-	4	2	3	1	-	1	
型介護予防サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	2	-	-	1	2	-	1	-	-	-
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護予防・日常生活支援総合事業	第1号訪問事業所	8	2	-	-	1	-	-	-	7	-
	第1号通所事業所	3	2	-	-	2	1	1	1	1	-
	第1号生活支援事業所	4	-	-	-	-	-	-	-	4	-
	第1号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	59	14	13	2	36	10	18	11	18	1	

注:複数の取消事由が該当する事業所については、各取消事由ごとに計上されるため、指定取消件数と各取消事由の合計は一致しない。

(1)第9表 令和6年度介護サービスの種類別にみた指定の効力の停止(一部・全部)期間別件数

介護サービスの種類		総数	一部停止				全部停止			
			1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
指定 居宅 サ ー ビ ス	指定訪問介護事業所	12	5	3	-	-	2	1	-	1
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問看護事業所	2	1	-	-	-	1	-	-	-
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所介護事業所	5	3	2	-	-	-	-	-	-
	指定通所リハビリテーション事業所	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	7	4	2	-	1	-	-	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	1	-	1	-	-	-	-	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	5	2	2	-	1	-	-	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	1	-	-	-	-	1	-	-	-
指 定 施 設 サ ー ビ ス	指定介護老人福祉施設	8	5	2	-	1	-	-	-	-
	介護老人保健施設	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	2	1	1	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	1	-	-	-	-	1	-	-	-
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	4	3	1	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	1	-	1	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	5	2	2	-	1	-	-	-	-
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅介護支援事業所	2	2	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指 定 地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	2	-	1	-	1	-	-	-	-
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	8	1	7	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	1	-	1	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	2	1	1	-	-	-	-	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型通所介護事業所	6	3	2	-	-	-	1	-	-
指 定 サ ー ビ ス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	2	-	1	-	1	-	-	-	-
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	5	-	5	-	-	-	-	-	-
介 護 支 援 総 合 サ ー ビ ス	第1号訪問事業所	10	3	3	-	-	2	1	-	1
	第1号通所事業所	3	1	2	-	-	-	-	-	-
	第1号生活支援事業所	2	-	1	-	-	1	-	-	-
	第1号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		99	39	41	-	6	8	3	-	2

(2) 年度別の指定取消等の状況

第1表 都道府県別にみた年度別指定の効力の停止(一部・全部)件数(平成28年度～令和6年度)

第2表 都道府県別にみた年度別指定取消件数(平成28年度～令和6年度)

第3表 指定取消等の年度別にみた介護給付費の返還額の状況(平成28年度～令和6年度)

(2)第1表 都道府県別にみた年度別指定の効力の停止(一部・全部)件数(平成28年度～令和6年度)

都道府県名	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部
北海道	10	-	2	1	5	-	5	2	3	-	5	1	3	2	4	-	9	-
青森県	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-
岩手県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
宮城県	1	-	-	-	4	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
秋田県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	1	-
山形県	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	5	-	1	-
福島県	4	-	2	-	-	-	5	-	-	-	2	1	-	-	3	-	1	-
茨城県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-
栃木県	-	-	5	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
群馬県	2	-	4	4	2	4	-	6	-	1	-	-	1	-	-	-	5	-
埼玉県	2	-	-	3	3	-	-	1	7	-	2	-	-	-	-	-	4	-
千葉県	-	-	5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-
東京都	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	1	-	-	-	-
神奈川県	2	10	3	6	-	3	6	-	-	1	2	1	-	-	1	-	12	2
新潟県	2	-	-	-	-	-	5	-	3	-	-	-	5	-	2	-	2	-
富山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-
石川県	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-
福井県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山梨県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	5	-
長野県	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
岐阜県	-	-	-	-	1	-	2	2	-	-	2	-	-	-	1	-	-	-
静岡県	1	4	-	3	1	1	1	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	3	-	3	1	3	-	2	1	3	1	2	-	1	-	2	-	3	-
三重県	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	5	-
京都府	-	-	2	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪府	12	7	2	5	2	7	5	1	4	7	2	2	-	4	9	3	5	4
兵庫県	3	2	3	3	7	-	5	2	1	-	1	3	3	-	4	2	5	-
奈良県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
和歌山県	7	-	2	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	1	1	-	2
鳥取県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	-	-
島根県	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡山県	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	2	2	1	1	3	-	8	-
広島県	1	-	4	-	4	-	7	-	-	-	-	-	2	-	3	-	-	-
山口県	-	2	1	3	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
香川県	2	4	8	6	3	1	1	-	-	-	3	4	-	-	-	-	-	-
愛媛県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
高知県	1	2	-	-	-	1	-	-	4	-	1	1	1	-	2	2	-	-
福岡県	-	-	2	-	-	4	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	2	3
佐賀県	3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	1	-	1	-	-	2
長崎県	7	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	2	3	-
熊本県	-	-	-	-	-	-	4	-	2	-	-	-	-	-	4	-	5	-
大分県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
宮崎県	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	1	2	-	1	-
鹿児島県	-	2	-	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-	1	-	-	1	-
沖縄県	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	68	35	50	38	47	27	59	16	38	11	32	17	34	14	64	15	86	13
	103		88		74		75		49		49		48		79		99	

注:1)各都道府県の数値には、指定都市及び中核市分を含む。

2)介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

(2)第2表 都道府県別にみた年度別指定取消件数(平成28年度～令和6年度)

都道府県名	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
北海道	5	-	1	4	-	10	1	1	-
青森県	4	-	-	3	-	-	-	-	-
岩手県	2	-	-	-	-	-	-	-	-
宮城県	1	3	-	-	1	-	-	-	-
秋田県	-	-	-	-	3	-	-	-	-
山形県	-	3	-	-	-	2	-	1	-
福島県	-	2	-	4	3	2	-	-	-
茨城県	-	-	-	-	-	-	-	-	2
栃木県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
群馬県	3	11	1	2	4	2	1	6	1
埼玉県	4	13	4	2	-	2	-	-	4
千葉県	-	-	1	-	2	-	4	-	-
東京都	5	-	5	8	-	-	-	5	5
神奈川県	10	14	1	-	-	-	-	-	-
新潟県	1	-	2	2	4	1	-	-	-
富山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石川県	-	-	-	1	-	-	1	2	-
福井県	-	-	-	2	-	-	-	-	-
山梨県	-	2	-	1	-	1	-	5	1
長野県	-	-	-	-	-	4	-	-	-
岐阜県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡県	4	7	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	14	8	2	2	3	2	10	7	1
三重県	-	-	-	-	-	1	2	-	-
滋賀県	-	-	-	4	-	3	1	-	-
京都府	2	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪府	34	48	16	11	14	2	8	13	19
兵庫県	1	5	13	3	6	1	7	1	8
奈良県	4	3	-	4	-	6	-	-	2
和歌山県	3	4	3	3	3	2	-	6	1
鳥取県	5	3	-	-	-	-	-	-	-
島根県	2	2	1	-	-	-	-	-	-
岡山県	-	3	-	-	-	14	-	-	-
広島県	9	10	-	5	4	-	-	-	-
山口県	-	-	-	-	-	-	-	1	-
徳島県	3	-	5	8	3	-	2	1	4
香川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛媛県	-	-	-	-	-	1	-	1	-
高知県	-	12	-	-	-	-	-	-	-
福岡県	7	13	14	2	5	-	-	3	3
佐賀県	2	-	-	-	-	-	-	4	-
長崎県	7	-	-	-	-	-	-	-	1
熊本県	4	-	7	2	-	-	-	2	2
大分県	-	-	1	-	5	-	-	-	2
宮崎県	5	-	-	1	-	-	1	-	-
鹿児島県	-	3	2	4	-	-	-	1	3
沖縄県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	141	169	79	78	60	56	38	60	59

注: 1) 聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
2) 各都道府県の数値には、指定都市及び中核市分を含む。
3) 介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

(2) 第3表 指定取消等の年度別にみた介護給付費の返還額の状況(平成28年度～令和6年度)

(令和6年度末時点)

指定取消等年次	1) 指定取消等 事業所数	2) 返還対象 延事業所数	返還額の状況(単位:百万円)			
			3) 返還請求額	返還済額	不納欠損額	4) 未済額
平成28年度	244	219	743	482	158	103
平成29年度	257	252	806	555	231	7
平成30年度	153	207	980	497	299	160
令和元年度	153	217	543	297	162	82
令和2年度	109	124	452	308	41	103
令和3年度	105	101	473	184	149	140
令和4年度	86	112	384	266	10	109
令和5年度	139	121	567	236	7	324
令和6年度	158	178	1,153	457	0	696

- 注: 1) 指定取消等事業所数は、指定取消(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所を含む)、指定の効力の一部又は全部停止を行った数である。
- 2) 1つの介護サービス事業所に対する処分に伴い、複数の市区町村で返還金が生じる場合があるため、指定取消等事業所数より返還対象延事業所数が多いことがある。
- 3) 返還請求額には、加算金の額を含む。
- 4) 未済額には、分割納付等による返還予定の額を含む。

(3) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出・確認検査の状況

第1表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(総括表)

第2表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(事業者規模区分別)

第3表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(事業者規模区分別)

1.業務管理体制の整備に関する所管事業者数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
厚生労働省所管 (本省、地方厚生局)	150	151	156	159	165	166	175	197	197
都道府県所管	49,310	50,641	50,886	50,955	48,549	43,427	43,892	43,892	43,301
指定都市所管	9,417	12,324	14,814	14,109	13,923	14,536	15,231	16,256	16,575
中核市所管	1,477	1,589	2,109	2,470	3,005	11,727	12,727	12,780	13,302
指定都市・中核市 以外の市町村所管	4,345	2,504	3,132	3,217	3,555	3,265	3,401	3,810	3,914
合計	64,699	67,209	71,097	70,910	69,197	73,121	75,426	76,935	77,289

2.業務管理体制の整備に関する「一般検査」の実施状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
厚生労働省所管 (本省、地方厚生局)	33 (4)	33 (2)	32 (-)	28 (-)	1 (1)	3 (-)	22 (1)	18 (-)	29 (1)	199 (9)
都道府県所管	5,312 (195)	5,989 (345)	6,398 (233)	5,840 (332)	4,634 (147)	3,685 (366)	3,723 (236)	5,036 (159)	5,400 (86)	46,017 (2,099)
指定都市・中核市所管	1,505 (91)	1,889 (124)	2,275 (146)	1,725 (22)	2,597 (158)	2,938 (63)	3,534 (78)	3,649 (137)	4,052 (118)	24,164 (937)
指定都市・中核市 以外の市町村所管	310 (97)	208 (51)	246 (32)	241 (75)	178 (16)	129 (10)	190 (12)	236 (22)	267 (13)	2,005 (328)
合計	7,160 (387)	8,119 (522)	8,951 (411)	7,834 (429)	7,410 (322)	6,755 (439)	7,469 (327)	8,939 (318)	9,748 (218)	72,385 (3,373)

※ 下段の()はうち改善報告を求めた件数

3.業務管理体制の整備に関する「特別検査」の実施状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
厚生労働省所管 (本省、地方厚生局)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	- (-)	- (-)	2 (2)	- (-)	1 (1)	2 (2)	10 (10)
都道府県所管	48 (34)	31 (24)	30 (13)	29 (16)	11 (3)	16 (12)	19 (15)	22 (16)	15 (11)	221 (144)
指定都市・中核市所管	10 (6)	25 (12)	7 (3)	15 (6)	3 (3)	21 (10)	4 (2)	17 (10)	9 (3)	111 (55)
指定都市・中核市 以外の市町村所管	8 (-)	- (-)	4 (-)	16 (1)	- (-)	2 (2)	9 (3)	1 (1)	1 (-)	41 (7)
合計	68 (42)	58 (38)	42 (17)	60 (23)	14 (6)	41 (26)	32 (20)	41 (28)	27 (16)	383 (216)

※ 下段の()はうち勧告等を行った件数

(3) 第1表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(総括表)

(令和6年度)

	指定等を受けている事業所数による区分	業務管理体制の整備に関する届出事業者数 (R6.4.1現在)	法人の種類					
			営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
(1)厚生労働省所管	大	59	48	-	4	4	-	3
	中	95	81	-	4	8	-	2
	小	43	32	2	2	2	-	5
	合計	197	161	2	10	14	-	10
(2)都道府県所管	大	33	16	-	1	15	-	1
	中	1,253	413	8	208	550	7	67
	小	42,015	28,228	1,917	3,979	5,453	1,074	1,364
	合計	43,301	28,657	1,925	4,188	6,018	1,081	1,432
(3)指定都市所管	大	1	-	-	-	1	-	-
	中	120	18	1	20	72	1	8
	小	16,454	13,227	618	1,228	927	35	419
	合計	16,575	13,245	619	1,248	1,000	36	427
(4)中核市所管	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	96	8	-	24	54	-	10
	小	13,206	10,058	512	1,170	1,112	26	328
	合計	13,302	10,066	512	1,194	1,166	26	338
(5)「(3)・(4)」以外の市町村所管	大	25	19	1	3	1	-	1
	中	30	13	-	3	10	-	4
	小	3,859	2,805	333	172	372	50	127
	合計	3,914	2,837	334	178	383	50	132
総合計 (1)～(5)	大	118	83	1	8	21	-	5
	中	1,594	533	9	259	694	8	91
	小	75,577	54,350	3,382	6,551	7,866	1,185	2,243
	総計	77,289	54,966	3,392	6,818	8,581	1,193	2,339

(3)第2表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(事業者規模区分別)

(令和6年度)

	指定等を受けている事業者数による区分	業務管理体制の整備に関する届出事業者数(R6.4.1現在)	計画上の事業者数(令和6年度)	令和6年度に一般検査を実施した事業者数							
				うち書面検査		うち実地検査		うちオンライン検査		合計	
				(A)	うち改善報告を求めた事業者数(a)	(B)	うち改善報告を求めた事業者数(b)	(C)	うち改善報告を求めた事業者数(c)	(A)+(B)+(C)	(a)+(b)+(c)
(1)厚生労働省所管	大	59	11	11	-	-	-	-	-	11	-
	中	95	12	-	-	6	-	6	1	12	1
	小	43	6	-	-	4	-	2	-	6	-
	(合計)	197	29	11	-	10	-	8	1	29	1
(2)都道府県所管	大	33	9	5	-	11	-	-	-	16	-
	中	1,253	137	94	3	80	-	-	-	174	3
	小	42,015	4,982	3,126	78	2,083	5	1	-	5,210	83
	(合計)	43,301	5,128	3,225	81	2,174	5	1	-	5,400	86
(3)指定都市所管	大	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	120	18	14	-	5	1	1	-	20	1
	小	16,454	2,114	1,737	36	152	2	114	-	2,003	38
	(合計)	16,575	2,132	1,751	36	157	3	115	-	2,023	39
(4)中核市所管	大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	96	18	13	-	3	-	-	-	16	-
	小	13,206	2,177	1,400	42	613	37	-	-	2,013	79
	(合計)	13,302	2,195	1,413	42	616	37	-	-	2,029	79
(5)「(3)・(4)」以外の市町村所管	大	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	3,859	260	143	2	124	11	-	-	267	13
	(合計)	3,914	260	143	2	124	11	-	-	267	13
総合計(1)~(5)	大	118	20	16	-	11	-	-	-	27	-
	中	1,594	185	121	3	94	1	7	1	222	5
	小	75,577	9,539	6,406	158	2,976	55	117	-	9,499	213
	(総計)	77,289	9,744	6,543	161	3,081	56	124	1	9,748	218

(3)第3表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(事業者規模区分別)

(令和6年度)

	指定等を受けている事業所数による区分	令和6年度における特別検査の実施状況(事業者数)	特別検査の結果(件数)			
			行政指導に基づく改善報告(A)	改善勧告(B)	改善命令(公示)(C)	(合計)(A)+(B)+(C)
(1)厚生労働省所管	大	2	2	-	-	2
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(合計)	2	2	-	-	2
(2)都道府県所管	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	15	7	4	-	11
	(合計)	15	7	4	-	11
(3)指定都市所管	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	3	-	-	-	-
	(合計)	3	-	-	-	-
(4)中核市所管	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	6	1	2	-	3
	(合計)	6	1	2	-	3
(5)「(3)・(4)」以外の市町村所管	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	1	-	-	-	-
	(合計)	1	-	-	-	-
総合計(1)~(5)	大	2	2	-	-	2
	中	-	-	-	-	-
	小	25	8	6	-	14
	(総計)	27	10	6	-	16

(4) 老人福祉法に係る指導監査の状況

第1表 老人福祉施設に対する一般監査及び特別監査の状況

(4)第1表 老人福祉施設に対する一般監査及び特別監査の状況

(令和6年度)

区分	設置主体	施設数	指導監査 の対象となる 施設数 (休止中を 除く)	一般監査の状況			特別監査の状況					
				計画数	実施数	監査結果	実施数	監査結果				
						改善報告 を求めたもの		改善報告 を求めたもの	改善命令	事業停止 命令	事業廃止 命令	認可取消
養護老人 ホーム	地方公共団体	202	189	58	50	19	3	3	0	0	0	0
	社会福祉法人	740	713	239	213	84	3	2	0	0	0	0
	小計	942	902	297	263	103	6	5	0	0	0	0
特別養護老 人ホーム	地方公共団体	318	301	86	78	29	1	0	0	0	0	0
	社会福祉法人	10,168	9,702	3,221	3,030	1,099	32	20	1	1	0	0
	小計	10,486	10,003	3,307	3,108	1,128	33	20	1	1	0	0
合 計	地方公共団体	520	490	144	128	48	4	3	0	0	0	0
	社会福祉法人	10,908	10,415	3,460	3,243	1,183	35	22	1	1	0	0
	計	11,428	10,905	3,604	3,371	1,231	39	25	1	1	0	0

(5)市町村に対する指導の状況

第1表 都道府県別にみた市町村に対する指導の状況

(5)第1表 都道府県別にみた市町村に対する指導の状況

(令和6年度)

都道府県名	所管市町村数	指導の状況								
		集団指導			事務指導			合同指導		
		回数	市町村数	実施していない理由	回数	市町村数	実施していない理由	回数	市町村数	実施していない理由
北海道	179	1	151	—	23	23	—	23	23	—
青森県	38	0	0	⑤	0	0	⑥	0	0	⑤
岩手県	36	2	33	—	3	3	—	2	2	—
宮城県	34	1	27	—	6	6	—	0	0	④
秋田県	24	0	0	③	0	0	③	0	0	③
山形県	34	1	34	—	13	13	—	0	0	⑤
福島県	56	1	21	—	0	0	⑦	0	0	⑦
茨城県	44	0	0	⑤	0	0	⑤	0	0	⑤
栃木県	24	0	0	③	0	0	③	0	0	③
群馬県	33	1	30	—	0	0	⑤	9	5	—
埼玉県	59	0	0	⑦	0	0	⑦	0	0	⑦
千葉県	51	1	51	—	1	7	—	1	1	—
東京都	61	0	0	⑦	0	0	⑥	0	0	⑦
神奈川県	29	5	29	—	0	0	②	0	0	②
新潟県	29	1	29	—	0	0	③	0	0	③
富山県	8	0	0	⑤	0	0	⑤	0	0	⑤
石川県	18	0	0	⑦	0	0	⑦	0	0	⑦
福井県	16	0	0	⑦	0	0	⑤	0	0	⑤
山梨県	27	0	0	⑤	0	0	⑤	0	0	⑤
長野県	63	1	49	—	0	0	⑤	0	0	⑤
岐阜県	35	0	0	⑦	14	14	—	0	0	⑦
静岡県	35	2	35	—	10	10	—	0	0	⑤
愛知県 ²⁾	42	0	0	⑦	15	15	—	0	0	③
三重県	29	1	23	—	3	3	—	0	0	⑤
滋賀県	19	0	0	⑦	0	0	⑦	0	0	⑦
京都府	22	1	2	—	3	1	—	3	5	—
大阪府	34	0	0	⑤	0	0	⑤	38	15	—
兵庫県	36	1	1	—	13	13	—	0	0	⑤
奈良県	39	0	0	③	0	0	⑤	0	0	⑤
和歌山県	30	1	30	—	0	0	⑥	0	0	⑥
鳥取県	12	0	0	⑤	0	0	⑤	0	0	⑤
島根県	10	0	0	⑦	1	1	—	0	0	⑦
岡山県	25	1	25	—	2	2	—	2	2	—
広島県	20	3	20	—	4	4	—	3	3	—
山口県	18	0	0	⑥	0	0	⑥	0	0	⑥
徳島県	24	10	24	—	0	0	⑦	0	0	⑦
香川県	16	0	0	⑥	0	0	⑥	0	0	⑤
愛媛県	11	1	9	—	5	5	—	0	0	⑤
高知県	29	2	27	—	9	9	—	0	0	⑤
福岡県	26	1	19	—	4	4	—	4	4	—
佐賀県	7	0	0	⑥	0	0	⑥	0	0	⑥
長崎県	21	0	0	⑦	0	0	⑦	0	0	⑦
熊本県	45	0	0	⑦	0	0	⑦	0	0	⑦
大分県	18	1	18	—	0	0	④	0	0	④
宮崎県	25	1	25	—	0	0	⑤	0	0	⑤
鹿児島県	42	1	42	—	5	5	—	25	10	—
沖縄県	40	0	0	⑤	0	0	⑤	0	0	⑤
都道府県計	1,573	42	754	—	134	138	—	110	70	—

指導を実施していない理由の項目

① 大規模災害や事件・事故等緊急事態対応のため
② 担当職員が業務多忙のため
③ 職員の人員不足のため
④ 職員の知識・ノウハウ不足のため
⑤ 当該年度は計画が無かったため
⑥ 資料の確認または電話のみによる指導を行ったため
⑦ その他

項目別集計	集団指導	事務指導	合同指導
①	0	0	0
②	0	1	1
③	3	3	4
④	0	1	2
⑤	7	11	17
⑥	3	6	3
⑦	10	7	10
合計	23	29	37